

平成 29 年 第 3 回相楽東部広域連合議会定例会

日時 平成 29 年 12 月 7 日 (木)

9 : 30～14 : 54

～速記録～

◎ 議長 (杉岡 義信)

皆さん、おはようございます。議員の皆様には何かとご多忙のところ全員ご出席いただき、厚くお礼申し上げます。本定例会に付議されました案件について、よろしくご審議くださいますとともに、円滑な議会運営にご協力をいただきますようお願い申し上げます。本日、裁判等に係る説明要員といたしまして、波多野環境課指導員を招致しておりますので、よろしくお願いいたします。ただいまから、平成 29 年第 3 回相楽東部広域連合議会定例会を開会します。広域連合長、挨拶。

◎ 広域連合長 (堀 忠雄)

皆さん、おはようございます。本日は、平成 29 年第 3 回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙の中をご出席いただき、まことにありがとうございます。さて、議員の皆様にも大変ご心配をおかけしております「テールアルメ擁壁及び周辺土地の変状による損害賠償請求事件」の控訴審につきましては、去る 11 月 10 日の各常任委員会において担当者からご報告いたしましたとおり、テールアルメ擁壁変状の原因論及び損害論について裁判所から最終主張整理案が提示され、原因論については次回、12 月 19 日の口頭弁論記述に主張の最終説明が、また損害論については最終主張が求められており、終結に向けた目途がようやく示される見込みとなっております。さて、本定例会におきましては 28 年度の決算認定、29 年度の補正予算につきまして、ご審議をお願い申し上げます。何とぞよろしくご審議いただきましてご議決を賜りますようお願い申し上げます。本日はまことにご苦労さまでございます。ありがとうございます。

◎ 議長 (杉岡 義信)

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定によって、「10 番、岡田勇議員」、「11 番、廣尾正男議員」を指名します。日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る 11 月 29 日開催の議会運営委員会において、本日 1 日間とすることで決定されておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

◎ 議長（杉岡 義信）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日 1 日間に決定いたしました。日程第 3、「閉会中の委員会調査報告」を求めます。初めに、総務厚生常任委員長、岡田勇議員。

◎ 10 番（岡田 勇）

皆さん、おはようございます。岡田でございます。総務厚生常任委員会からの報告を行います。本委員会は 11 月 10 日午前 9 時 30 分から和東町体験交流センターにおいて開催いたしました。まず、平成 28 年度一般会計歳入歳出決算概要として、総務課及び環境課が所管する事業に関して説明がありました。委員からは歳入において平成 27 年と比較して国庫支出金が大きく減少している理由や歳出について老人福祉費などで執行率が低くなっている理由等についての質問が出されました。次に、平成 29 年度事務事業の進捗状況として、10 月末現在の歳入歳出予算の執行状況についてを説明を受けました。委員からはクリーンセンターについて施設整備計画の執行状況やごみの搬入路となっている町道の補修に関する質問が出されました。この次に環境課指導員からテールアルメ裁判の経過についての説明を受けました。それによると、10 月 23 日に行われた第 17 回口頭弁論記述について、裁判所から損害論についての主張の整理案が提示され、12 月 19 日の次回期日までに最終主張するとのこととなります。損害論についての主張も終止に向かっていることから、年度内に一定の見通しがつくのではないかと考えているとのことでした。委員からは損害論について、双方の主張は終了しているのか、来年の 1 月に予定している第 19 回口頭弁論期日について、専門家を証人扱いとしないのはどういうことなのか。最高裁への上告も想定されるのではないかな等の質問がございました。次に平成 29 年度第 3 回定例会の概要として、平成 29 年度一般会計補正予算第 2 号案及び付議予定案について事務局から説明を受けました。以上で、11 月 10 日に実施した総務厚生常任委員会の報告を終わります。

◎ 議長（杉岡 義信）

続きまして、文教常任委員長、坂本英人議員。

◎ 8 番（坂本 英人）

皆さん、おはようございます。文教常任委員会からの報告を行います。本委員会は 11 月 10 日午後 1 時 30 分から和東町体験交流センター会議室において開催いたしました。まず、平成 28 年度一般会計歳入歳出決算概要として教育委員会所管している部分について説明を受けました。委員会からは国庫支出金や給食費に関するもののほか、いじめや教師の働き方の問題、学校での避難訓練の取り組み状況、社会教育全体の実施状況についての質

問が出されました。次にテールアルメ裁判の経過について総務厚生常任委員会で報告が行われたことを受け、本委員会においても情報共有のために環境課指導員から説明がありました。次に平成 29 年度事務事業進捗状況として、連合教育の取り組み状況及び 10 月末現在における予算執行状況についての説明を受けました。委員会からは漢字検定の取り組み状況や検定料の負担、和東町史編さん事業の進捗状況や編さん委員の選定理由等について質問が出されました。次に平成 29 年度一般会計補正予算案第 2 号及び平成 28 年度決算における歳入の状況について説明がありました。最後に平成 29 年度第 3 回定例会予定案件についての説明を受けました。以上、11 月 10 日に実施した文教常任委員会の報告を終わらせていただきます。

◎ 議長（杉岡 義信）

以上で、報告を終わります。日程第 4、「一般質問」を行います。質問時間は、答弁を含め 30 分以内ですので、質問及び答弁は簡潔明瞭にしてください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可しません。7 番、畑武志議員の発言を許します。畑君。

◎ 7 番（畑 武志）

皆さん、おはようございます。7 番議員の畑でございます。通告書に基づきまして一般質問を行います。最近、新聞報道等で小・中学校の学習指導要領を改訂したいと、改訂されるということをよく耳にいたします。ご承知のように学習指導要領は全国のどの地域でも一定の教育水準を確保するように学校の教育課程編成のいわゆるガイドラインともいべきもので、その時々の変化や子どもたちの抱える課題等に対応するためにほぼ 10 年おきに見直されてきました。前回の平成 20 年には、生きる力の育成や小学校外国語活動の導入などがポイントとされ、そしてちょうどそのころに我々の相楽東部広域連合も設立されたことから、連合の教育はまさに平成 20 年の学習指導要領とともに歩んできたと言えます。今回の改訂では現代の社会情勢において伝統や文化、それに関する教育、また道徳、英語教育等の充実等が盛り込まれており、例えば小学校で始まる英語科とは保護者はもちろん、我々も不安と同時にそして大きな期待も抱いているところでございます。国家 100 年の計は教育にありとよく言われます。そして相楽東部 3 町村の発展の基礎は相楽東部広域連合の教育だとも考えております。そこでこの学習指導要領に対する相楽東部広域連合はどのように対応されているのか、お考えをお尋ねいたしたいと思っております。1 点目でございます。今回の学習指導要領の改訂、いわゆる学習指導要領になることで何がどのように変わり、何が増え、またどのように連合の教育は変わっていくのか。2 点目といたしましては全面実施は平成 32 年度からと聞くが、準備期間の来年度からどのような取り組みをされるのか、また全面実施までにしなければならない環境整備はあるのか。3 点目でございます。今回から教科となった道徳は教育長が最も得意とする分野であり、道徳の権威でもあるとお聞きしております。特に連合ならではの道徳教育の取り組みはあるのか。以上こ

の3点についてご答弁をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長、答弁。

◎ 教育長（西本 吉生）

おはようございます。よろしくお願いいたします。畑議員の一般質問、新学習指導要領への対応についてお答えします。学習指導要領は、小・中学校・高校で先生たちが児童生徒に「何をどう教えるのか」について文科省が定めているものです。社会の変化に対応すべく、ほぼ10年ごとに改訂され、本年3月、8回目の改訂となりました。教師が日常の授業で使用する教科書は、学習指導要領に基づいて作成されており、指導要領の改訂は学校現場に大きな影響を与えます。まずは、新学習指導要領のねらいについて、お答えします。このたびの改訂で、何がどう変わったということですが、私は大きくは二つあると考えております。一つは、「何を学ぶか」という視点に基づく改訂です。新しい時代に必要とする資質能力を踏まえて、教科が新設されました。その目玉が、議員おっしゃる小学校3年生から正規に英語の授業が始まります。そして5年生、6年生では、教科となる英語教育です。最も社会のグローバル化が進む中、英語の必要性はますます高まっています。このことを踏まえて、連合では以前から3年生で20時間、5、6年生で35時間、簡単な挨拶やゲームなどを通して、英語に親しむ活動に取り組んできたところですが、今回の改訂により、3年生では年間35時間、1週間あたり、1時間の英語活動を実施し、聞くことや話すことを中心に英語でコミュニケーションできる素地をつくります。5年生、6年生では、教科として年間70時間、週あたりにすれば2時間の授業が生まれ、読むこと、書くことが加わります。連合教育委員会としましても、英語科における小中連携を強化し、連続性、系統性のある教育課程を編成していきたいと考えております。ただ、他教科の学習内容の削減が、今回は行われませんので、高学年では週あたり1時間、年間35時間の授業実数の増となります。教育委員会としましては、子どもの負担に配慮して、週あたりの時間を増やすことなく、例えば夏季休業を短縮して、35時間を確保する方法もありますし、その他、効果的な編成についても今後検討していきたいと思っております。次に、このたびの改訂で大きく変わった二つ目です。それは、「どのように学ぶか」という視点に基づく改訂です。これまでの学習指導要領では、教育内容、つまり「何を学ぶか」が主たるものでしたが、このたびはさらに、「どのように学ぶか」が加わりました。主体的、対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングの視点から、授業の改善をはかるというものです。振り返れば、とりわけ中学校においては、時に、教師が学習内容を一方的に説明して、生徒に理解させるという指導方法も見受けられました。今後は児童生徒が、自ら学ぶことに興味、関心を持ち、学習活動に主体的に取り組むこと。教職員と児童生徒、児童生徒同士が対話して、思考を深めることが強く求められています。最もこのアクティブラーニングにつきまして

は、和東中学校では数年前から先進的に取り組んできております。その成果は管内の小中学校に広めていますので、ここについては、何ら教育委員会としては心配をしておりません。二つ目のご質問。全面実施に至るまでの取り組みについてお答えします。新学習指導要領は、小学校が平成32年度、中学校は翌33年度より全面実施となります。それまでの2、3年間は準備期間、すなわち移行期間となります。小学校の英語科にかかる準備が主となります。まず授業実数ですが32年度にいきなり70時間というわけにはいきませんので、30年度はとりあえず、50時間とします。また、移行期間中に英語における学習スタイル、教材学習活動等についての研究実践に取り組みます。連合には、2名のALTと呼ばれる外国語指導助手がいます。小学校3校に2名のALTとは、本当に恵まれていると思っております。この期間に、ALTによる授業支援、ALTとのTTなど、ALTの一層の効果的活用をはかっていきたいというふうに思っております。一方、英語に関する小学校の指導力向上も大きな課題となっております。管内におきましても、小中一体となった授業研究会を行い、指導方法等について検討協議していく予定です。三つ目のご質問、連合ならではの道徳教育についてです。議員ご指摘のとおり、これまで一つの領域でやった道徳が、このたび教科となりました。ただし、国語や算数などとは、その特質が異なることから、正式には特別の教科、道徳と称されます。中教審がいじめ問題に対応すべく、その充実強化をはかるよう提言したことによるものです。道徳科はほかの教科に先駆け、小学校では来年度から中学校では再来年度より実施となります。教育委員会としましては、連合設立当初から、豊かな人間性をはかるべく、学校教育の3本柱として、道徳教育の充実を力を注いできました。その一環として、小中一体となった広域連合道徳教育研究会を立ち上げ、公開授業や研究、研修会の開催に取り組んできました。特に毎年、夏休みに開催している研究会ですが連合管内の小中学校の教職員が一堂に会し、時には他の市、町からの参加者も含め、各校からの工夫を凝らした実践研究、教育委員会による指導助言、中教審道徳部の委員である大学の先生に来ていただいて、講演をいただくなど、レベルの高い連合ならではの道徳教育を展開しております。とりわけ、若い教職員が道徳に熱心に取り組んでおり、指導力量もついてきました。頼もしく思っております。さて、新たな道徳への対応についてですが、連合では数年前から取り組みを進め、昨年度から新学習指導要領に基づいて、先行実施をしております。道徳の時間から、特別の教科道徳になりました。目的や内容も改善されましたが、一番の変容は読む道徳から考え、議論する道徳に変わったことです。道徳で加持の理解にとどまっていた道徳から自己の生き方について考える道徳へ変容させなければなりません。私も機会あるごとに管内の教職員に訴えているところです。私ごとになりますが、管内の小中学校から依頼があつて、出前授業に出かけたこともあります。今年の夏は、和東小中学校の合同研修会に招かれまして、道徳に関する講演を行いました。来年度は、東部の小中学校からお呼びがかかるということを期待しております。以上、子どもたちが未来社会を切り開くための、資質能力の確立な育成を目指した新学習指導要領に対して、連合だからできる、連合ならではの取り組みでもって、迫っ

ていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力の程よろしく申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

7番、畑 武志議員。

◎ 7番（畑 武志）

それでは何点か、再質問してまいります。教育長の答弁では、英語 の実施は小学校3年生。これはよくわかりました。そうすると、1年、2年生の英語とのかかわり合いですが、これは今後どうなっていくのか。例えば、和東保育園では、創生交付金を使った中で、「英語と学ぶ」、「英語と遊ぶ」といったらおかしいですけど。ちょっと言葉は、ニュアンスが違いますけど、そうしたことに力を入れてまいりました。その子どもたちが1、2年生の時代に入ってくると思うんです。その辺のかかわり合い。そして、我々の世代では、やはり英会話というのが普通に考えると、非常に難しいかなとこのように思うんです。これからのやはり世代は、若い英語が絶対必須科目となってくる。このように思います。さらに教育長のもう一度、考えをお聞きしたいとこのように思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

西本教育長。答弁

◎ 教育長（西本 吉生）

学習指導要領の正規の英語学習は、先ほども申しましたように3年間です。ただ連合におきましては、これまでから1、2年生についても英語活動をやっております。時間数からいったら、年間10時間ほどですね。月あたり1時間ほどALTが1年生2年生の担任と一緒に教室に入っている。いわゆる英語教育をやっております。これにつきまして、連合では1年生から6年生、全学年ですね、全学年とりあえず英語活動をやっておるといふところです。これも連合ならではでないかなというふうに思っています。進学、就職になってもこれは続けていきたいというふうに思っております。それから、保育園の方なんですけど、実際には、例えば派遣申請があつてですね、「ALTに来てください」「派遣してください」という保育園もあります。そういう場合は、もちろん行かせてもらっております。これもふだんは、なかなかALTもいっぱいですので、例えば夏休み期間中ですね、ここはもう学校あれですから、その間でしたら、ALTも保育園等に計画的に入れるんではないかなというふうに思っております。ここにつきましては、保育園とも協議しながら、保小中一貫した英語教育になるように努めていきたいというふうに考えております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

7番、畑武志議員。

◎ 7番 (畑 武志)

はい、英語については、よくわかりました。次にこの道徳教育です。道徳教育の評価は、全国的にいじめ問題が一つの大きな引き金だったと思います。この道徳教育を重点として取り組んでこられた連合の中で、いじめ状況はどうであったのか。またその成果は、道徳教育の成果は、今教育長がおっしゃったようにあったのか。その辺は、どのように把握されているのかお聞きしたいと思います。

◎ 議長 (杉岡 義信)

教育長。答弁

◎ 教育長 (西本 吉生)

いじめの現状ですが、本年度1学期末のアンケート結果ですね、冷やかし、からかいの類が小学校で13件、中学校で9件、合計22件です。これは近隣の市町では例えば3桁、4桁のところもあることを考えれば、連合の件数というのは、極めて少ないというふうに認識しております。もちろん全くないわけではありません。これも「一人一人が包み込まれ、皆でつながる学校づくり」これを重点として、取り組んできたところではないかと思っています。ご承知のとおり、いじめの3原則というのは、まず「未然防止」「早期発見」「早期対応」というふうになるわけですが、連合も一番もちろん大事にしているのは、「未然防止」です。未然防止はやっぱり、各学校で、人権教育と並行して道徳教育を充実させていく。その中で、公正・公平、あるいは信頼・友情・思いやりの心、そのあたりを重点的に取り組んでいることによって、道徳教育がいじめ防止に果たす役割というのは、極めて大きかったのではないかなと思っています。これからも人権教育、道徳教育は、二つの2本の柱として、豊かな人間性の育成に頑張っていきたいと思っています。以上です。

◎ 議長 (杉岡 義信)

7番、畑 武志議員。

◎ 7番 (畑 武志)

道徳につきましては、許容の範囲がございます。例えば「ごみをポイする」、これも道徳の一つでございます。そして、子ども供が親をバットで殴り倒す。こういうことが頻繁に昨今行われている。非常に悲しいというのか。はかないというのか、そういうのがございます。我々の時代には、そんなことは考えなかったと。このように思うんです。そこは、この道徳教育がやはり、おくれていたとは言いません。「ちょっと緩んでいたかな」このように思うんです。それは人、とり方次第だと思います。そこで教育長は、先ほど言いました

ように、教育長自信も今答弁の中で、答えておられましたように、道徳教育の私から言わせるとスペシャリストでございます。これを小学校、中学校でも教師に対して、そういう講演も行っているということも答えておられました。これがやはり私は、一番大事だと思うんです。もしくは、まだ小学校の教師から、やはり親に対してもそういう講演も必要じゃないかろうかと、このように思うんです。せつかくのそこまで行われている人材を目の前にしながら、見過ごすといったらおかしいですけど、保護者にまで輪を広げていただきたいと、このように思います。これは一つ要望でございます。その点、もう一回教育長の心強い答弁をいただきたいと、このように思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。答弁

◎ 教育長（西本 吉生）

おっしゃるように、今一つの内容項目として、規範意識が欠けているというのをよく言われます。これは実際に、子どもたちの責任だけではないですけど、規範意識の醸成というのは、保護者もちろん、地域も含めてですね、これは養っていく必要があるというふうに思っております。おっしゃられましたように子どもたちだけでなく、例えば今和束ではシニアライフサポート学級という学級が開催されていまして、そこにもちょっと私行かせてもらってるんですけど、おっしゃったように、これからPTAも巻き込んで、心の教育、そういう授業も含めて、学校としましてやっていきたいというふうに思っています。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

7番、畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

最後になります。教育長、くどいようですが、先ほど言いましたPTAも含んだ中で、講演をしていただきます。強く望んどきます。終わります。

◎ 議長（杉岡 義信）

7番畑 武志君議員の質問が終了しました。続きまして、8番坂本英人議員の発言を許します。8番、坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）

皆さん、おはようございます。8番坂本です。通告書に基づき、質問させていただきます。笠置小学校、中学校における児童数減少について質問させていただきます。現在、笠置

小学校の生徒数は、皆さんもご存じのとおり 27 名であります。たくさんの方々の尽力により、25 名を下回っても 3 学期制のカリキュラムを担保させてもらっている状況です。堀管理者に伺います。連合長として、笠置小学校の児童数減少の課題について、どのようにお考えでしょうか。各町村の問題と考えておられるのか。または、東部 3 町村の問題とお考えでしょうか。お聞きします。そして次に、離島留学や離島通学をご存じでしょうか。離島留学とは、全国の児童生徒が離島に住民票を移し、1 年単位で離島の学校に通学する制度であります。小中学校への留学は新潟県佐渡島や愛媛県野忽那島に始まり、以降全国の離島へ広まった制度であります。近年では里親の減少により、寮や合宿所を設置するケースや、親子による留学も見受けられます。我が東部 3 町村で表現するならば、山村留学に当たります。こういった制度を持てば、3 町村の特色を生かした独自の教育施策や、寮を完備することによって空き家対策が実施できる。寮母として新しい雇用が生まれる。親子で留学してくれば、人口そのものが増加でき、これほど画期的な制度は、ほかにあるのでしょうか。3 管理者にお伺いします。教育施策において、山村留学そのものをお考えになりますか。考えないなら考えない理由をお聞かせください。また、児童数減少の抜本的な解決策や、この課題に対する思いもあわせてお聞かせください。

◎ 議長（杉岡 義信）

広域連合長。答弁

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

坂本議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。児童数の減少につきましては、笠置小学校に限らず、管内の小中学校に共通しており、3 町村全体の問題であると認識しております。学校は教育の場だけではなく、地域社会においても重要な役割を担うことから、学校が存続できるよう地域の方々とともに、取り組んでいかなければならないと考えているところでもあります。坂本議員のご指摘のいわゆる「山村留学」は、過疎による児童数減少に悩む自治体において、小規模校を存続していくための対策として、昭和 50 年代から幾つかの自治体において、取り組まれてきているものであります。ただし、里親の確保、自治体の財政負担などの課題や地元の児童数が減少したことに伴い、廃校になった事例もあるため、取り組むには難しい面があるものと思われることから、地域における気運の高まりを踏まえて、教育委員会などの関係機関と十分に検討すべき課題であると認識いたしております。まずは、教育委員会における、先ほどから教育長が答弁の中にもありましたように、「相楽東部ならではの教育」を一層推進していくとともに、相楽東部地域の魅力を広く PR していくために、夏休みや週末などの活用した短期の留学、修学旅行の受け入れなどを相楽東部未来づくりセンター、3 町村、京都府などとの関係機関を連携して取り組んでいくことが必要で、まずあると考えております。1 にも 2 にも先にやることは、この相楽東部ならではの教育。この魅力を発信して、来ていただ

けるような整備をして、その上で、今言われるような対策を解いていくということが大事ではないかなとこのように思っているところであります。坂本議員からいただきましたご質問にお答えさせていただきました。

◎ 議長（杉岡 義信）

西村副連合長。

◎ 副連合長（西村 典夫）

現在、山村留学の制度を立ち上げられていますのは、都道府県で20。市町村で55。小学校で71校、中学校で33校で受け入れの制度を立ち上げられております。そのうち、小学校では、71校中16校、中学校で33校のうち4校が受け入れ実現されていない現状もございます。やはりこのような学校に留学させたい、したいという目的、思いに十分こたえられていない現状もあると思っております。やはり、私たちが今、しなければならないことは、相楽東部ならではの教育の推進、また和東、南山城村、笠置、独自色を生かしての、ならではの教育を推進し、魅力ある学校づくりが必要と考えます。笠置町におきましては、落語、ボルダリング、カヌーなど学習に取り入れられております。特に落語におきましては、町内外大好評をいただいております。笠置小学校へ行けば、学力の充実はもちろん、落語ができる、ボルダリングができる、カヌーができる。そういうものをさらにとんがらせて、魅力ある学校づくりが必要であると私は思っております。山村留学を否定するものではありませんが、当面こういう学校づくりを推進しながら、夏休み、冬休みを利用して短期留学とも行かなくても交流できる場を計画し、関係人口を増やしていく。その先に留学制度があるのではないかと、私は思っております。3町村の中で笠置小学校は、極めて児童数が少ないわけでございます。笠置小といたしましては、危機感を持ちながら、こういう取り組みを強めながら、当面一人でも多くのIターンを迎えられますよう、空き家バンクなどの充実をはかっていかなければならない。そのように現在は考えておる次第でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

手仲副連合長。

◎ 副連合長（手仲 圓容）

坂本議員から山村留学についての考え方をご質問いただいております。内容については、連合長、並びに西村副連合長が申し上げたのと同じ考えでございます。山村留学がいいか、悪いかということよりも、東部の3小学校にそういう制度なり、来ていただこうとすれば、何か魅力がないと親元を離れて、子どもを学校に行かす、あるいはまた親とともに、その地域に住んで、その学校にわざわざいかすということにしようと思えば、単純に山村留学

制度があるから行くというものではないというふうに思います。ですから、「親元を離れて子どもをあそこへ入れたい」、「親も一緒に行つてあの学校に子どもを入れたい」というような魅力が必要になってくるのではないかというふうに思います。そういう意味からも、相楽東部、東部ならではの教育、環境もいい、そしてまた3町村が連携して、いいところをとって、これからさらに連合の教育が充実することによって、そうした魅力を全国に発信することによって、そういうところでの教育をさせたいという親の心に訴えていけるような教育になることを期待いたしているものでございますし、また村の取り組みといたしましては、山村留学という考えも、一つは過去には高尾小学校でもそういうことをされてきたことがあります。でも現状では、何とか移住をしていただいて、若い世代が村で働いて、生活できるような環境をつくるべく、村としては鋭意取り組んでいるところでございまして、山村留学だけというよりも、いろいろな方面で地域の魅力、和束町、笠置町、南山城村の地域の魅力、そしてまた学校にも魅力のあるような取り組みが、これからも必要であると認識をいたしているところでございます。坂本議員の答弁にはなっておりませんが、一応答弁とさせていただきます。

◎ 議長

8番、坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）

一言でいいますと、がっかりということが答えです。で、今現在3町村におかれまして、「真剣に地方創生やっているんですか」という話ですよ。「魅力だとか」「何だとか」って。じゃあ何のために地域創生やっているんですか。いまだに魅力つくれてないんですか。幾らお金かけ流したんですか。まだまだまだまだ魅力があるんですか。こんなバカな話ありませんよ。じゃあその魅力というのは、いつできるんですか。何がどうなったら、どうなるんですか。僕は「抜本的な考え方をお聞かせください」とお尋ねした。教育委員会に対しても、僕は「だめだ」といわれているようにしか聞こえませんでした。あなたたちのやっている教育施策は魅力がないと、まだまだまだまだかかると。でも教育長はおっしゃった。この東部3町村は、限りなくいじめが少ないと。今全国にいじめで悩んでいる子が何人いるんですか。「32万人」と新聞では報道されていまして。この32万人助けなくていいんですか。何ですか魅力って。何ですか道徳って。魅力がないなら、移住を呼びかけにもいないんですよ。移住何て呼びかけなくていいんですよ。何で子どもが受け入れられないのに、大人は受け入れられるんですか。仕事があるから人が来るんですか。人がいるから、人が来るんですよ。僕は、もうがっかりですね。答弁は求めません。これが東部3町村の今の現状です。皆さんよく、胸に秘めて今日持って帰ってください。そして僕は12月議会にも、これは持って帰らせてもらいます。

◎ 議長（杉岡 義信）

答弁は要らんの。

◎ 8番（坂本 英人）

要りません。

◎ 議長（杉岡 義信）

それで一般質問終わりか。

◎ 8番（坂本 英人）

はい。

◎ 議長（杉岡 義信）

8番議員、坂本英人君の質問が終了しました。続きまして、6番、鈴木かほる議員の発言を許します。6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

6番議員、鈴木かほるです。議長の許可をいただきましたので、通告書によって質問いたします。質問は大きく3つあります。一つ目、地域学習の教育環境の充実のために、地域の歴史や暮らしを実体験を通して学ぶ地域学習のために、教育環境充実の手だてを問います。1. 南山城村に寄贈された無量館の収集品を昔の暮らし、遊びなどの教材として活用できるよう整備されたい。これは、昨年度村に寄贈されたものです。それは今まで、小学校で1年生から4年生までの子どもたちの教育活動に使われていた貴重な資料です。2. 二つ目、小学校の稲作学習への予算措置をされたい。これは小学校があそこに移転したあと、地域の老人会の方たちが中心になって、田んぼを提供し、そして子どもたちが稲を植え、収穫し、そのあとお餅をついたりして学習する。そういう経過をずっと援助してきた人たちがいます。その予算は何もついていません。この予算措置をされたいと思います。次、二つ目、保護者負担の軽減のために義務教育は無償とする。今言うまでもないことですが憲法で保障されているが、保護者の負担軽減をどう進めるのかを問いたいと思います。その一つ、平成29年度第4回の定例教育委員会議事録を見ました。すると3町村で余りにも給食費の扱いに差があることに気がつきました。笠置町は既に、保護者の負担がありません。南山城村は食材費が不足すれば、それを村が補填しています。和東町は不足した分を3月の年度末に増額をして、保護者から差額を徴収しています。この給食費について大事な学校教育の一環だと思うんですが、ぜひ各町村、財布は各町村なんですが、少しでも負担が軽減されるように考えていただきたいと思います。二つ目、教育費無償といいながら、保護者からの徴収金、調べてみましたが、かなりな額になっています。本当に教育に

必要なものなら、保護者負担にしないように、さらに検討すべきではないかと思います。

次3番目、高校生の通学の保護者負担の軽減です。昔は、皆卒業すれば木津高に行けばよかった時代がありました。ところが今は、通学圏の広がりや保護者の通学費負担が増えています。府の補助は月額2万2,100円を超えた額の半額です。特に和東町はバスの定期代の半額を補助されているそうです。東部3町村の高校生の通学費軽減をさらに進めるべきだと思いがいかがですか。あと、続きは自席に戻ってしたいと思います。どうか答弁よろしくをお願いします。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

鈴木議員の一般質問、まずは地域学習における教育環境の充実についてお答えします。連合管内の小中学校では、我がふるさとを愛し、我がふるさとを誇りに思う児童生徒の育成を目指して、各校とも特色あるふるさと学習に取り組んでいます。南山城小学校では、地域の人材や環境を生かし、南山城ならではの体験活動の推進に力を注いでいます。地域の方にお世話になって、シイタケ栽培、米づくり、お茶学習などです。また、ここ数年です、地域の公共施設に出かけて清掃活動をするなど、地域貢献にも広がりを見せております。さて、無量館で保管されている貴重な収集品は現在旧高尾小学校において保存されており、時に南山城小学校の児童も訪問して、地域の歴史や暮らしの学習に活用させてもらっています。今後の一層の活用をはかるべく、例えば教材として利用できる民具や生活用品などについては、村から一旦借用して、小学校で保管するなど、さらなる環境整備につとめていきたいというふうに思っております。なお先日その一部である、竹トンボ、知恵の輪等のおもちゃを連合3小学校に児童数分寄贈していただきました。子どもたちは、総合的な学習の時間、遊びを通して大いに楽しんでいるところです。広報誌連携12月号に記載されております。さて、稲作学習の予算措置ですが、各校におけるふるさと学習は、我が校の自慢、推進事業の一環として取り組んでおり、教育委員会としましては、頑張る学校支援として、毎年各校10万円の予算を組んでおります。もちろん、使い道は学校裁量でしております。ご理解のほどよろしくをお願いします。2つ目の質問。保護者負担の軽減についてです。まずは義務教育は無償と憲法で保障されているとのことですが、憲法第26条第2項に定める義務教育の無償の具体的な範囲については、最高裁の判決によれば、「義務教育においては、授業料を徴収しないことと定めたものであり、教科書、学用品、その他の教育に必要な一切の費用まで無償とするものでない」というふうに判示されております。ご質問の一つ目、給食費への補助の有無や、その内容についてですが、ご存じのとおり、管内の学校給食は、委託や直営によるセンター方式、そして自校炊飯とシステムそのものが違い、連合発足からの当分の間は、構成3町村の施策を踏襲することとなって

いましたので、当然給食費や補助等に関しても、異なる部分が生じております。これは3町村の個別背景による単独施策によるものであって、したがって、広域連合が保護者負担の軽減対策として、その差を解消する、あるいは一律にするという性質のものではないと考えております。さて、給食費の無償化ということですが、このたび、鈴木議員よりご質問いただく前から、構成3町村長と協議をしてきております。教育委員会としましては、連合の教育に関する大綱の基本方針に掲げる相楽東部の人づくり、地域づくり、未来づくりを進めるための施策の一つとして、平成30年4月から学校給食及び修学旅行費の無償化に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。今後も3町村と実施の具体化に向けて協議を重ねていけたらなというふうに思っております。保護者負担の軽減の二つ目ですが、保護者からの徴収金についてです。負担増を避けるため、教育委員会としましても校外学習費の軽減、漢検や英検、柔道着などの公費負担、また各学校におきましても、教材購入を最小限にとめること。教師による手づくり教材などにも積極的に取り組んでいますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。3つ目、高校生の通学費についてです。和束町における高校等通学費補助金交付要綱は、高校生の通学手段として、公共交通機関の利用促進を図ることを目的に、連合設立以前にバス通学する生徒の保護者に対する施策として制度化され、現在その事務を連合教育委員会を担当しているということです。この制度は和束町の全額負担による単独施策であり、3町村の公共機関の状況も異なることから、広域連合が保護者負担の軽減対策として3町村一律、同様に検討を進めることは困難ではないかというふうに考えております。教育委員会としましては、3町村それぞれの行政施策を尊重し、その遂行に努めていこうと考えております。よろしく申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

鈴木議員からいただきましたご質問にお答えさせていただきたいと思っております。私から2番、3番、特に2番のところから答弁させていただきます。給食費や修学旅行費の保護者負担の軽減につきましては、教育的な側面に加え、子育て支援の充実という面においても重要な課題であると認識しておりました。ただいま教育長の答弁にもありましたように、これまでから教育委員会と協議を進めてきたところであります。各町村の厳しい財政状況など難しい課題はありますが、今後とも教育委員会の意向を十分に踏まえて、検討してまいります。高校生の通学費の保護者負担軽減でございますが、本年3月に3町村及び京都府により、策定された「JR関西本線（加茂以東）でありますけれども、沿線地域公共交通網形成計画」では、具体的な施策の一つとして、公共交通機関を用いた通学に対する定期券購入補助制度の新設・拡充が掲げられておりました。JRの通学定期券も補助の対象とすることで、高校などへ通学しやすい環境を整え、若年人口の

流出の抑制を目指すとしております。今後3町村では、具体的な施策の推進に向けた協議が進められていくことになっておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。以上答弁とさせていただきます。

◎ 議長（杉岡 義信）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

ちょっと私、考えながら聞いていたので、聞きもらったところもあるかと思うんです。ごめんなさい。もう一遍確認したいのですが、教育長さんが3町村無償化という言葉を使ったと思うんですが、ごめんなさい。そこもう一度、何についてそういうことを言ったのか、ちょっと教えてください。

◎ 教育長（西本 吉生）

給食費のところですか。

◎ 6番（鈴木 かほる）

での話やったと思う。保護者負担の話のところ。私の聞きもらしでしょうか、済みません。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

給食費と修学旅行費、ここの無償化を教育委員会としては、やっていきたいということをお願いしました。あとは、3町村と協議しながら進めていくということです。

◎ 議長（杉岡 義信）

6番 鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

ありがとうございます。本当に期待しております。去年も修学旅行費も増額分を聞いていましたし、さらに進むということで期待したいと思います。先ほどの民具、小学校への移管という話。民具などを小学校に移動させて、使えるようにするという話。それもいつごろの予定ですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

具体的にまだ学校の方と詰めておりません。まずは村のですね、今、後ろの所管が村になっていますから、そこと詰めまして、できるところから、もちろん全部が全部言うわけにはいきませんので、いわゆる利用頻度といいますか、教材として使えるものについては、小学校の方で保管しながら使っていくというところを、これから学校と詰めていこうというふうに思っています。

◎ 議長（杉岡 義信）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

今日は、ここにその方の資料も持ってきたんですけども、本当に1年生から4年生までの子どもたち、楽しみにしていた授業です。だから去年度、今年度されてないので、ぜひ早くお願いしたいと思います。それから稲作の方ですが、米づくりの支援ですが、本当に肥料代も全部自分持ちでやってくれている。途中の管理も全部やってくれているんです。水の管理からね。最後小学校では、ふれあいフェスティバルですか、それをやっている。農協が去年からだと思うんですが、協力もしてくれていて、本当に賑やかに楽しそうに、そういう土曜活用でやっていました。そこに協力してくれていた人たちの笑顔もありました。これこそね、本当に地域に根差しているというか、大事な大事な学校教育だなと私は思って、その様子を見ておりました。できたらね、田んぼへの、そういうのを含めてね、頑張る学校支援10万円の中でやればいい、という話じゃなくて。また考えていただけたらと思います。それから保護者負担の件です。小学校でね、1年生で2万6,000円にPTA会費が入ったら3万円余りになります。それから6年生で4万4,000円ぐらいの保護者負担になっています。ぜひ具体的に中身を見ながら、提言していただきたいと思うんです。例えば、月100円の学級費ですが、この学級費をなくすことはできないのかと。南山城小学校の場合、去年で8万3,716円ですね。文集のいずみの代金が去年で1万3,330円で合わせても10万円にもならない金額です。「文集いずみ」というのは、本当に大事な副教材になるものだと思うし、それから学級費の中身を見ますと木工ボンドを買ったり、シールを買ったり、それから植物の種を買ったり、調理実習の実習費であったり、というふうな本当に子どもが名前を書いて家に持ち帰って、往復するような、そういう学習教材ではないようなものが学級費でされています。思うに東部の教育委員会は、保護者の負担を少なくするということは、努力されているというのはわかります。紙代は、全部公費の負担で出ていますしね、だから努力されていることは、私もよくわかるんです。だからもう

ひと頑張りして、学級費そのものをなくするということはできないかなと思うんですが、考えていただきたいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）
教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）
今おっしゃいましたように、個人に還元されるものにつきましては、これは当然個人負担、今のところはですね。あとは例えば、全員で使うものとかいうことにつきましては、これは基本的には、公費という形で学校の方にも指導を当然入れております。今も言いましたように、ボンドとか何かでしたらね、これ一人でどうのこうのというもんじゃありませんので、その辺りについては、各学校の方にも教育委員会から指導をしていきたいというふうに思います。いずれにしましても、先ほども申しましたように、保護者負担の軽減というのは、大きなテーマにしております。数年前に比べたら、かなりですね。手づくり、例えば図工とか生活科の教材にしましても、身近にあるものは、購入しなくて何とか調達しようとかという方向で進めておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

◎ 議長（杉岡 義信）
6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）
「文集いずみ」については、どうですか。

◎ 議長（杉岡 義信）
教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）
「文集いずみ」は今個人負担ですね。あと学校、各学年分については、公費でやっております。といたしますのも、いわゆる教材で鈴木議員ご承知のように、教材として、各学年で使いますから、個人のものであるということで、今のところは個人負担という形にしております。今後検討もしていきたいというふうに思います。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）
6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

高校生の通学なんです。先ほども言いましたように、もともと木津まで行けばいい。木津までだったら列車、月に7,270円です。月ヶ瀬口の駅からね。これもそんなに安くないと思うんですけど。今は、通学圏が広がったから、京都の近くまで行ってる子なんかだったら、1万2,090円。毎月ですよ。城陽あたりまで行っている子だったら、8,190円。これが毎月になると、かなりの額になるんです。だから高校の中で受けるのは、皆平等に受けられても、そこにたどり着くまでに、東部3町村の子どもたちは、かなりのお金が必要ということですね。やっぱり高校の門までたどり着くまでは、皆さん平等にというか、歩いて行ける子もいるんだから、近いところの子どもたちは。だから東部3町村の特性としてね、各3町村の市町村が負担するのが大変だったら、府にもね、支給率の基準を2万2,100円なんて言わないで、2万2,100円というのは、東部3町村では、湯船からバスに乗って通っている子ぐらいです。実際に、手続きがとてもややこしくて、手続きをして得られたお金は、数百円とゆってました。だからもっと府の基準そのものを下げるといふことの働きかけもしてほしいと思います。京都府全体でこれを利用してきている子は60人ぐらいというんです。だからほとんど、やってないのも同じような状態じゃないかと思うので、ぜひ検討の中に入れていただきたいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

答弁、誰がするんですか。教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

府立学校のことですから、直接にね連合の教育委員会どうのこうのということではありません。これは、当然そういう認識です。ただもちろん、広域連合を卒業していった子どもたちのことですからね、全く関係ないという言い方はしませんけど。おっしゃるように府立学校には、何とか教育委員会としても働きかけていく。あと連合長、答えましたように、それぞれ3町村に、また整理をしていただきまして、それに基づいて教育委員会としても、したがっていくというふうになるかなと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

そしたら、3町村の代表の方にお聞きしたいと思います。今と同じことを聞かせてください。

◎ 議長（杉岡 義信）

広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

はい。お答えをさせていただきます。先ほど2つの答弁になるわけで、1つ目は、関西本線の加茂以東というのは、計画をもっておりますから、この計画に基づいて今後推進していきたい。このように答弁させていただきます。もう一つは、一般的に「定期代が高くかかるやないか。これ何とか安くしてもらわないと大変だ」ということで、ご質問がありました。この件につきましては、今もありますように京都府の補助制度が今質問にもありましたようにあるものですから、これは当然もう少し、今のように状況が変わってきているところで、広域な範囲で通学が条件が生まれているわけですから、これについては、3町村ともども協議をして、京都府の方へ、また教育委員会の方へ、京都府の要望していくべきものがあれば、要望していきたい。こういうことで、3町村こういった内容を十分検討して、進めるべきものには、そういう要望活動を含めて推進していきたい。こういうことで考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

鈴木議員。一般質問、あと残り時間5分ですので。考えて質問してください。

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

教育費の保護者負担にかかわってくる話だと思うんですが、この東部3町村の関係の義務教育の中で、不登校で学校に来ていない子どもってどれぐらいありますか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

今年の状況ですが、中学校で2人、小学校で2人です。学校数でいったら2校です。これもその年によって違いますけど、現在は中学生2人、小学生2人が来にくいところです。ただフリースクールにもちろん行ってる子もいます。その中にはね。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

鈴木議員。関連質問はやめてください。

◎ 6番（鈴木 かほる）

フリースクール、無償化の話。保護者負担の話ですけど。フリースクールに行っている子どもについては、何の補助も今ないんです。調べたら京都府下でもそういうことをやっ

ている市町村はないそうです。だから義務教育は無償と言いながら、フリースクールに行っている子どもたちは、その恩恵を受けられてないわけで。できたら、東部3町村の東部連合の教育委員会がフリースクールの子どもたちにも、本当に幾らかでも「補助していますよ」というね。府下での先進きっていただきたいというのが、私の願いです。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

はい。今後検討していきます。

◎ 議長（杉岡 義信）

鈴木議員。時間が来ましたので。

◎ 6番（鈴木 かほる）

終わります。ありがとうございました。

◎ 議長（杉岡 義信）

6番、鈴木かほる議員の質問が終了しました。

これで一般質問を終わります。

室内の時計が10時50分、11時5分まで休憩します。

（休憩 10：50～11：05）

◎ 議長（杉岡 義信）

休憩前に引き続き再開します。

日程第5、認定第1号、平成28年度相楽東部広域連合一般会計決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

認定第1号、平成28年度相楽東部広域連合一般会計決算認定についてご提案を申し上げます。平成28年度の決算は、歳入総額7億8,414万7,908円、歳出総額7億7,989万3,473円で歳入、歳出差引額、425万4,435円の余剰金が出ております。歳出の主なものは、教育費で4億3,059万5,539円、55.21%。衛生費が2億6,316万6,473円、33.74%を占め

ております。本決算書につきましては、地方自治法を第 233 条第 2 項の規定により、去る 10 月 23 日岡田、高瀬両監査委員さんに決算監査をお願いし、実施していただきました。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

続いて、議案の説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡潔明瞭をお願いします。井上会計管理者。

◎ 会計管理者（井上 浩樹）

それでは認定第 1 号、平成 28 年度相楽東部広域連合一般会計決算認定につきまして、先の連合長からの提案と一部重複する部分もございますが、全体を通しまして、ご説明申し上げます。また、決算の各数値のうち、主要な項目につきましては、別冊の平成 28 年度決算の概要説明に前年度比較表、平成 28 年度実績データ等を記載しておりますので、順にこちらの資料でもご覧いただきたいと存じます。それではまず最初に、決算書をお願いします。平成 28 年度一般会計決算の内訳でございますが、決算書の 1、2 ページに歳入の科目別内訳を記載しております。歳入合計予算現額、7 億 8,585 万 9,000 円。調定額 7 億 8,468 万 8,908 円。収入済額 7 億 8,414 万 7,908 円。不納欠損額 3 万 8,400 円。収入未済額 50 万 2,600 円。予算現額と収入現額との比較、マイナス 171 万 1,092 円となっております。3、4 ページをお願いいたします。歳出合計予算減額 7 億 8,585 万 9,000 円。支出済額 7 億 7,989 万 3,473 円。翌年度繰越額 0 円。不用額 596 万 5,527 円。予算現額と支出済額との比較 596 万 5,527 円でございます。以上が一般会計決算総額の概要でございます。これから事項別明細を決算書 5 ページ以降に表示しておりますが、後ほど主なもののみ説明いたします。それでは前年度との比較、決算の分析内容などは、別冊の決算の概要説明に記載しておりますので、このあと説明は、概要説明資料により行わせていただきます。それでは、概要説明資料の 1 ページ、対前年比較表をお願い申し上げます。歳入の決算額ですが、分担金及び負担金が平成 28 年度は、全体の 86.96%を構成町村の負担金で占めています。それでは、主に前年度との増減幅が 10%以上のものについて、補足説明を申し上げます。初めに使用料及び手数料でございます。対前年度比 32.32%の減、主な原因につきましては、高山ダム流木の持ち込み量の皆減や工事等による草木の持ち込み量の減少によるものでございます。次に国庫支出金ですが、対前年度比 96.1%の減でございます。平成 28 年度につきましては、補助事業が少なくなったことによるものでございます。次に繰越金ですが、対前年度比 18.65%の減。これは純繰越額が 781 万 1,582 円と昨年度より減額となったためでございます。次に連合債です。対前年比 37.7%の減、これは東部クリーンセンター設備維持改良工事と東小学校給水設備工事及び笠置中学校空調設備工事、南山城小学校空調設備設計委託にかかる費用等を引き続き、連合債として借入れを行いました。昨年度と比較しますと 2,650 万円の減額となったものであります。これらの合計といたし

まして、7億8,414万7,908円でございます。前年度の平成27年度との比較は、3,732万1,119円、4.54%の減額となっております。以上が歳入の内訳でございます。次に2ページでございます。歳出の対前年度比較表でございます。上段より議会費でございますが、対比で11.4%の増となっております。主に議事録の作成委託にかかる費用の増加によるものでございます。続きまして総務費、総額5,696万2,362円。比較につきましては、735万6,675円、14.8%の増加でございます。主なものといたしまして、連合事務所、及び3町村ネットワーク使用料にかかる運営費のほか、新公会計制度対応支援委託及び和東町体験交流センター改修工事が主なものでございます。続きまして、教育費でございます。28年度4億3,059万5,539円、27年度4億7,874万1,574円、対前年比4,814万6,035円、10.06%の減額でございます。これにつきましては、各小中学校の管理費、教育振興費が27年度に比べまして、大きな事業が少なくなったため、減額となっております。次に公債費でございますが、28年度1,758万9,028円、前年度1,167万4,794円、対前年比591万4,234円、50.66%の増額でございます。これは新たに、28年度から東部クリーンセンター分と教育委員会分において、償還が生じたため、増額となったものであります。資料の27ページに連合債のデータを記載しておりますので、後ほどご参照ください。以上の結果、歳出合計7億7,989万3,473円。平成27年度と比べまして、4.15%の減額となっております。以上が大まかな歳入歳出の科目におけます前年度との比較を含めました概要でございます。続きまして2ページ下段の年度別一般会計決算状況でございます。23年度から28年度までの状況を掲載しております。続きまして、4ページ以降の説明を行います。4、5ページにつきましては、一般会計歳入歳出決算の28、27年度比較対照表でございます。6ページにつきましては、23年度から歳入歳出の款、項、目の款別におきます年度ごとの推移となっております。7ページにつきましては、負担金、分担金の年度ごとの推移を掲載しております。10ページにつきましては、一般廃棄物手数料27、28年度実績の比較表。その他8、9、11、12、13、14、この辺につきましては、東部クリーンセンターにおけます平成28年度実績をそれぞれ掲載をしております。続きまして15ページをご覧くださいと思います。教育費の歳出決算状況を平成23年度から記載しております。16ページから飛んでいただきまして、26ページになるんですけども、こちらの方につきましては、28年度におきます教育委員会活動実績を添付しております。これにつきましては、後ほど教育に関する事務の管理及び執行の状況、点検及び評価の結果報告書として評価等を加えた冊子が教育委員会の方で、でき次第、配付させていただける予定と聞いております。27ページは、先ほど述べました連合債の償還年次表となっております。以上が決算の概要説明資料を用いた説明となっております。続きまして決算書に戻っていただきたいと思いません。決算書の5ページをご覧くださいと思います。平成28年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書の方でございます。款・項・目、収入済額、収入未済額の順に主なもののみ説明を申し上げます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金、4億5,803万1,000円、0円。これは備考にも記述していますよう、各町村からの負担金でございます。2項

分担金、1目分担金、2億2,385万3,000円、0円。これは東部クリーンセンターにかかる分担金でございます。続きまして、2款使用料及び手数料、めくっていただきまして、7、8ページをご覧ください。2項手数料、1目手数料、1,207万3,200円、収入未済額48万円。これは東部クリーンセンターへ持ち込まれたごみの処理手数料でございます。収入未済額として、東部じんかい処理組合から継承した分でございます。また、今回不納欠損額として、3万8,400円を処理しております。これにつきましては、地方自治法第236条第1項による時効期間を経過し、回収が見込まれないための措置でございます。4款府支出金、1項府補助金、1目教育費府補助金、806万1,589円。めくっていただきまして10ページ、2節小学校費補助金、363万4,000円。主なものといたしまして、未来づくり交付金として、給水設備工事に100万円、雨漏り改修設計等補助金として、118万5,000円。めくっていただきまして、12ページ、南山城小学校シール打ち替え事業として72万6,000円が主な収入となっております。続きまして3節中学校費補助金、168万7,000円、未来づくり交付金として空調設備業務委託として164万9,000円が主なものとなっております。2目総務費府補助金、1節総務費補助金、356万3,000円、主な収入といたしましては、未来づくり交付金広域ネットワーク整備事業として279万円、体験交流センター改修に対する交付金、77万3,000円となっております。めくっていただきまして、13ページ14ページ、4目衛生費府補助金、1節衛生費府補助金、433万8,000円、未来づくり交付金維持改良事業分でございます。6款繰入金、めくっていただきまして15、16ページ。1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金、400万円、これは基金の繰入金でございます。8款諸収入、1項雑入、1目雑入、1節雑入、1,735万7,005円。収入未済額2万2,600円これにつきましては、南山城給食センターにおける給食費及び、南山城村保育所の給食委託負担分が大きいところでございます。収入未済額の2万2,600円につきましては、南山城村給食センターの給食費となっております。めくっていただきまして、17ページ、18ページ。9款連合債、1項連合債、1目教育債、1,720万円、各小中学校の教育施設等整備事業債でございます。2目衛生債、2,660万円。これにつきましても、一般廃棄物処理事業債でございます。めくっていただきまして、19ページ、20ページ。以上の結果、歳入合計が収入済額7億8,414万7,908円。不納欠損額3万8,400円。収入未済額50万2,600円となっております。続きまして、21、22ページをお願いします。歳出の方になるわけですが、主なもののみ申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、5,454万6,569円。22万8,431円。主な支出といたしましては、24ページをお願いいたします。13節委託料、840万4,862円、不用額が2,138円。主なものといたしましては、新公会計制度対応支援委託費の222万4,800円。その他委託料といたしまして、256万2,894円。これはシステム向上事業、中間サーバー関連事業でございますが、そちらの委託料でございます。めくっていただきまして、26ページ。18節備品購入費、456万543円。主なものといたしましては、備考欄にございますとおり、403万8,698円のネットワーク機器購入代金が主なものとなっております。続きまして19節負担金、補

助及び交付金、2,264万614円。これにつきましては、備考欄に記入しておりますとおり、3町村への派遣職員、人件費の返還金でございます。めくっていただきまして、27、28ページ。3款民生費、2項児童福祉費、総額1,060万1,587円。30ページをご覧ください。19節負担金、補助及び交付金で804万417円、さらにめくっていただきまして、31、32ページ。同節内で794万7,417円ですけれども、これにつきましても笠置町の派遣職員の人件費の返還分でございます。続きまして、4款衛生費、1項環境費、1目環境総務費、1,218万2,368円。主なものとしたしましては、13節委託料、149万6,693円。めくっていただきまして、33、34ページ、上の方ですけれどもテールアルメ裁判提出資料作成委託料としたしまして、119万8,800円が主なものとなっております。次に19節負担金、補助及び交付金、90万8,320円、これは施設運営協力金として、下島区、近隣茶農家、大阪湾広域臨海環境センターなどへの負担金となっております。次に2項清掃費、1目衛生総務費、661万4,403円。13節委託料529万408円。これにつきましては、東部クリーンセンター公害環境測定調査委託料でございます。続きまして、2目塵芥処理費、1億9,689万7,361円。4万1,639円、主なものとしたしまして13節の委託料、1億6,952万8,428円。施設運転委託料でございます。めくっていただきまして、35、36ページでございます。不燃物理め立て処理委託に備考欄ですけれども、2,533万6,800円。不燃物残渣運搬委託料で1,003万3,366円。収集運搬委託料で5,657万1,420円、中間処理委託で1,052万2,967円が主なものとなっております。続きまして、3目施設整備費、4,747万2,341円。主なものとしたしましては、13節委託料、763万9,788円。主なものとしたしまして、ごみクレーン点検で275万4,000円、煤塵濃度計点検で、313万2,000円でございます。次に15節工事請負費、3,800万5,755円、これにつきましては施設整備に伴う工事費となっております。めくっていただきまして37、38ページをお願いします。5款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、7,843万2,027円。主なものとしたしましては、39、40ページをお願いいたします。19節負担金、補助及び交付金、6,674万5,850円で、これにつきましても先ほどと同様、派遣職員にかかる人件費分となっております。内訳は備考欄のとおりでございます。めくっていただきまして41、42ページをお願いします。2項小学校費、1目笠置小学校管理費、2,156万7,358円。45、46ページまでとんでいただきます。19節負担金、補助及び交付金ですが、226万292円、主なものとしたしまして、こちらも笠置町派遣職員人件費の返還分が215万2,932円となっておりますのでございます。めくっていただきまして47、48ページ。2目和東小学校管理費、3,506万4,832円、不用額が26万168円で主なものとしたしましては、49、50ページをご覧ください。13節委託料、1,096万3,336円。主なものとして、スクールバス、給食者委託料、562万50円。設計業務委託料、217万8,360円となっております。めくっていただきまして、51、52ページ。15節工事請負費、899万1,000円。これにつきましては、和東小学校給水設備工事が669万7,320円。雨漏り改修工事が199万3,680円となっているものでございます。続きまして、3目南山城小学校管理費、4,010万886円、11節需用費、1,263万7,351円。主なものとしたしまして

は、光熱水費が683万9,903円。めくっていただきまして、54ページ13節委託料、1,318万2,894円。主なものといたしまして、バスの運転業務委託料が849万96円。めくっていただきまして、56ページ18節備品購入費、854万1,973円。これは学校管理備品といたしまして、南山城小学校情報教育システム機器購入でございます。続きまして、61、62ページまでとんでいただきたいと思います。3項中学校費、1目笠置中学校管理費、5,534万5,007円。めくっていただきまして、66ページ。66ページをお願いいたします。13節に委託料、526万2,092円。主なものはスクールバス運行委託料、305万8,236円となっております。次に15節工事請負費、2,195万1,000円。これは笠置中学校の空調設備工事でございます。19節負担金、補助及び交付金、752万3,830円。南山城村派遣職員人件費分の返還が主なものとなっております。次に67、68ページをお願いいたします。2目和東中学校管理費、4,104万883円。72ページをお願いいたします。15節をご覧ください。15節工事請負費、1,842万480円、これは和東中学校の空調設備工事でございます。次に73、74をお願いいたします。4目和東中学校教育振興費、1,225万8748円。12節役務費、354万827円。主なものは通学定期代286万9,220円となっております。続きまして、75、76ページ。18節備品購入費、229万355円。これにつきましては、教材備品の購入が167万3,620円というのが主なものとなっております。続きまして4項社会教育費、1目社会教育総務費、1,634万178円、主なものに80ページをご覧ください。19節負担金、補助及び交付金、344万1,090円。補助金が337万2,490円の内訳でございますが、和東町の人権教育推進協議会や和東町青少年育成委員運営補助、和東町子ども会運営補助、和東町高校等通学補助などで216万1,490円となっております。南山城村文化協会団体補助金63万円や、南山城村子ども会補助金、東部ブロックPTA連絡協議会補助金などが、その金額となっております。続きまして81、82ページをお願いいたします。3目文化財保護費、98万6,886円。13節委託料の31万4,280円ですが、その他、委託料の内容につきまして、若干ご説明申し上げます。笠置山行在所跡地清掃業務委託費が24万9,480円。その他、笠置山六角堂清掃等管理で6万4,800円という内訳となっております。19節負担金、補助及び交付金の補助金、40万5,000円ですけれども、村にあります春光寺への補助や、田山花踊りへの補助、六所神社への補助などの合計となっております。続きまして5項保健体育費、1目保健体育総務費、382万5,794円。めくっていただきまして、83、84ページ。19節負担金、補助及び交付金、202万1,600円。主なものとして、補助金の199万円ですけれども、先ほどと同様、笠置町の体育協会やグラウンドゴルフ、ゲートボールあわせて35万円や和東町体育協会へ47万円。南山城村体育振興会、体育協会あわせて117万円などとなっております。続きまして、2目給食業務事業費、7,228万3,527円、主な支出といたしましては13節委託料、2,279万2,067円。86ページをお願いいたします。学校給食調理業務委託で2,068万4,168円、これは南山城村学校給食センターの業務委託料でございます。18節備品購入費、743万7,204円。主なものに、和東町給食センターのガス回転釜が96万2,280円。パソコンの購入が22万6,800円。南山城村給食センターのスチームコンベクションオープン

1台と電気回転釜1台622万800円の購入となっております。19節負担金、補助及び交付金、1,359万8,719円、主なものといたしまして、和束町給食センター職員2名の人件費分の返還となっております。6款公債費、87、88ページをお願いいたします。1項公債費、1,758万9,028円、これは決算の概要説明で述べたとおりでございます。それでは最終ページ89ページをお願いいたします。最後に実質収支に関する調書を報告いたします。1.歳入総額7億8,414万7,908円、2歳出総額7億7,989万3,473円。3.歳入歳出差引額425万4,435円。実質収支額425万4,435円となっております。以上簡単ではございますが、決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

この際、暫時休憩します。再開は13時から。

（休憩 11：43～13：00）

◎ 議長（杉岡 義信）

休憩前に引き続き再開します。ここで、決算監査報告を求めます。監査委員、岡田勇議員。

◎ 監査委員（岡田 勇）

監査委員の岡田です。それでは、平成28年度決算審査意見書に基づき、監査報告を行います。監査の内容につきましては、意見書の1ページに記載しておりますとおり、平成29年10月23日に高瀬監査委員と私の2名で決算監査を実施いたしました。審査に当たっては、広域連合長から提出された平成28年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算書、並びに関係書類に計算上の過誤がないか、実際の収支が支出命令と符合しているか、収支が違法ではないかなど、関係帳簿との照合、並びに関係職員の説明を聴取して実施いたしました。結果、今回審査に付託された、これらの関係書類はいずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、係数は正確で内容も適正であると認められました。第5決算の概要につきましては、先ほど会計管理者から説明がありましたので、省略をさせていただきます。なお本審査意見書の2ページ以降にも、項目別の決算概要を掲載しておりますので、よろしくお願いをいたします。審査意見を最後の15ページに取りまとめております。抜粋して朗読いたします。3行目から、平成28年度決算額では、歳入歳出ともに前年度を下回る結果となっているが、歳出では執行率が前年度を上回り、不用額が減少するなど、予算の適正な見積もりと効率的な執行を目指す努力が伺えるところであります。7行目から歳入の主なものは、これまでも分担金及び負担金であり、歳入総額の約87%を占めている。構成町村においても現下の厳しい財政事情にある中、連合として限られた財源をうまく活

用し、効率的・効果的な事務事業の実施に向けて、さらなる努力をお願いするものであります。12行目からなお平成28年度において、過年度分の未収金、一般廃棄物処理手数料の不納欠損処理が行われているが、負担の公平と自主財源確保のためにも、これらの取り扱いについては、法令等に基づき厳正に処理するとともに、新たな未収金の発生防止と収納体制の強化を得られたい。17行目から歳出では、教育費の予算規模が最も大きく、ついで衛生費となっており、この二つをあわせると歳出総額の約89%を含めている。特に教育費では、少子高齢化により中学校の児童生徒数の減少が依然として続く中、空調設備工事やスクールバスの更新、情報教育システムの機器購入など、教育環境の設備に努力されているところです。今後も児童生徒数の減少傾向は続くものと思われるが、国、京都府の教育施策も含めた、教育行政の変化に対応する。これまでの小中連携をさらに深め、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育環境づくりを推進されたい。27行目から東部クリーンセンターの運営状況については、収集人口や持ち込み量の減少により、前年度からごみ搬入量が152トン減少しており、その結果が手数料収入の減や塵芥処理費の支出額の減など、収支にもあらわれている。今後とも環境面に配慮したごみ減量化や再資源化の取り組みを継続されたい。31行目から、また、これまでも幾度となく監査、審査意見として述べてこられました。地元との公害防止協定による東部クリーンセンターの処理業務期間の満了まで、あと2年にせまっております。平成31年以降の3町村のごみ処理の方向性を決定することが、近々の課題であることを強く認識していただきたい。現代、多額の費用を必要としている施設の維持補修についても、このような状況を踏まえ、費用対効果も十分に考慮した予算執行が求められるところであり、これまでの製造メーカーにだけにこだわることなく、可能なものについては、複数の業者から見積もりを徴収するなど、なお一層の経費削減対策が望まれます。最後にごみ処理問題は、住民生活と切り離すことのできない重要課題であり、もはや一刻の猶予も許されない域となっていることを再度確認され、その他の広域連携事業も含めた着実な事業推進に向けて、構成町村との連携強化に取り組みられるよう切に望むものであります。以上、監査報告といたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

教育費の中の就学支援の入学準備金のことでお尋ねしたいと思います。いつ保護者に手渡されましたか。

◎ 議長（杉岡 義信）

竹谷教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

就学援助制度の周知のご質問かと思います。就学援助制度の現状を入学前の児童生徒に対して、前年度に払うという制度は、現在まだやっておりません状況でございます。年度年度で申請を受けて、事前周知、申請を受けて、決定して支払うという形でやっております。というのが現状でございます。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

それで28年度は、いつ支給されましたか、とお聞きしているんですよ。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

支払いにつきましては、和束小中学校につきましては5月。笠置小中学校、南山城小学校につきましては、1学期、7月が最初の支払い日となっております。

◎ 議長（杉岡 義信）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

結局、保護者が本当に必要な時には、渡ってないわけですね。とりあえず、立てかえて出さなければいけないと。4月の始まる前に。このことは考慮してほしいというのは、ずっと訴えてきていると思うんですけども、それについて、手渡す時期を検討する予定とか計画はないんですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

ご質問の新入学、新たに小学校、中学校に入るときには、最初1年度には準備資金として、相当の金額が必要とされるという、それに対して、どういう対応を考えているかというご質問かと思います。現状この制度につきましては、いろいろ法律的な問題、あるいは

入学時期でまだ決まってない段階での場合とか、想定した形で今いろいろ情報収集等を研究している状況でございます。近隣町村の動向を踏まえて、何が一番いい方法か、どうすればできるかということは今研究していると、そういう段階でございます。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

質問変えてください。3回まで。これいうの忘れてたから、同じ議題について3回までです。これもう一度言っておきます。

◎ 6番（鈴木 かほる）

じゃあ、質問を変えます。

◎ 議長（杉岡 義信）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

給食会計のことですが、連合とかで持っている会計分じゃなくて、保護者負担分、保護者から集めている給食費の部分の額はわかりますか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

給食費につきましては、基本的には保護者負担という形をお願いしております。笠置小学校につきましては、保護者負担分を笠置町で補助されているという状況で、ほかの学校につきましては、1食あたりの単価で決められております。それを年額で支払う際には、月額幾らという形で支払っていただいている状況でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

その保護者負担が幾らになっているかをお聞きしているんですけど。一人当たりでもいいし、総額でもいいんですけど。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

大変お待たせいたしました。給食費の1食当たりの単価につきましては、それぞれ学校によって異なっております。和東小学校 250 円、南山城小学校 220 円、笠置小学校は 250 円、中学校におきましては、笠置中学校 250 円、和東中学校 270 円となっております。お問い合わせの月額につきましては、4,000 円、4,300 円、4,500 円の額をそれぞれ年間に分けて申し受けておるという状況でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

6 番、鈴木議員。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

これで3回と数えられたら困るんですけどね。初めから私は、総額幾らかと保護者の負担がどうなっているかと聞いているのに、答えが要領を得ないと私は思うのです。総額幾らになるんですか。一人当たりでもいいし、全体でもいいし、というふうにいつていますが。3回目になりますか、これで。

◎ 議長（杉岡 義信）

次長、答弁、もうバチッ言ってもらわないと、鈴木さんが混迷しているから。納得する説明をお願いしますよ。鈴木さん、そう言いましたので、しっかり聞いてください。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

すみません、給食費の年額につきましては、先ほどの単価から計算いたしまして、それぞれの学校ごとに申し上げます笠置小学校 4 万 3,000 円、和東小学校 4 万 3,000 円、南山城小学校も同額の 4 万 3,000 円、中学校につきましても、笠置中学校 4 万 7,000 円、和東中学校も 4 万 7,000 円となっております。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

鈴木さん、これでよろしいでしょうか。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

はい。

◎ 議長（杉岡 義信）

ほかにありませんか。奥森議員。

◎ 9番（奥森 由治）

9番、奥森です。決算書の8ページですね。手数料、一般廃棄物処理手数料のことで、今、監査委員の報告にもありましたように、未収金の発生防止、収納体制の強化を図られたいということで、3万8,400円については時効やということで、48万円の未収金があるんですけども、この実態はどうか。また今後の収納体制ですね。48万円は収納していただかないといかんわけですけども。今後は前金払いなのか、収納体制をどう強化されようとしているのか、お伺いをいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

山本事務局長。

◎ 事務局長（山本 毅志）

未収金の問題でございますけれども、払っていただかないといけませんので、督促を電話等でさせていただいております。相手方の事情にもよりますので、なかなか一度に返していただくということが難しいので、分割でも月1万円ずつでも返していただくようにということでお願いをしております。昨年度は、3万円返していただいたところでございますので、引き続き電話等で督促をして、きちんと返していただくように努めていきたいと思っております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

9番、奥森議員。

◎ 9番（奥森 由治）

さっきの鈴木さんも、実態はどうかと聞いているので、いうたら2者あるのか3者あるのか、1者で何年も滞納しているのかと。実態はどうかと聞いているので、もうちょっと詳しく突っ込んでお願いします。

◎ 議長（杉岡 義信）

山本事務局長。

◎ 事務局長（山本 毅志）

失礼いたしました。平成20年9月に可燃ごみとして15トン受け入れたものでございま

して、合計 60 万円でございます。先ほど申しましたように、なかなか返していただけませんので、お宅へ訪問したり、当初は訪問したりして、1 万円ずつでも払っていただくような形で、これまで細々といいますか、払っていただいているという状況でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

9 番、奥森議員。

◎ 9 番（奥森 由治）

これ 3 回目になるんやね。厳しいな。今後の今は未収がない。約 10 年前、約 10 年ならへんけど 27 年か、平成 29 年か約 10 年前やね、10 年前の 1 者分納やという形で未収として、不納欠損もせんと残っているという理解をしたらいいかと思うんですけども。今、未収がないと。現在はですよ、無いという理解をすれば、今後のこの収納体制の強化ですね。この分、以外にも私が今言った前金払いなのか、この辺の収納体制ということ、一般ごみ、業者さんから入ってくるごみについては、どのような強化をはかっていこうとされているのかお伺いします。

◎ 議長（杉岡 義信）

山本事務局長。

◎ 事務局長（山本 毅志）

失礼いたしました。実態といたしましては、持ち込みをしていただいた、その月の合計額を翌月に請求書を発送させていただいて、翌月の末まで支払っていただいているという状況でございます。現状少しおくれる場合もありますけれども、今回のような年度を越えて、払われてないというケースは、ほかにはございません。なので、現状としましては、今後もそうなんですけれども、1 月間の支払いの期限が超過して支払われなかった場合については、電話督促、あるいは文書で再度督促をしつつ、ご自宅等に訪問して、収納していただくようにしていきたいと考えておりますが、今のところ特に問題となっているものは、この 1 件だけでございます。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

ほかにありますか。

4 番、藤井議員。

◎ 4 番（藤井 清隆）

クリーンセンターの今後について、監査の折もございますけれど。期限が住民との契約

期限が1年余りで切れるわけですが、この時点でやはり、どういう形で今後行うとしているのかということをしかりと表明していただきたいと思います。時期がね、迫っていますのでね、次の段取りということで。何をやるにしても、時期ということはね、準備がありますので、予算を上げたり。早急に決意してもらわないといかんということで、それにつきまして、質問いたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

はい、お答えいたします。これの運営の実態は、藤井議員もご案内のとおりですね、住民との20年間という地域の協定に基づいて、今運営しているのが1年後に切れます。だから20年ごとという協定を結んで運営している、この重さがありますので、まずそういうことで切れることによって、また次にそういったお願いするにしても、進めていかなければいけないというのが基本です。ただ施設は、20年で終わる施設。20年で終わるということで補助金はもらっておりません。耐用年数、あとは補助金適化法の問題がありますから。当然私たち連合としては、やはり住民と真摯に結んだ20年は、真摯な問題として、最後それがこれまでに無事運営してきたことの、住民に対しての協力もいただいておりますから、そしてその問題については、当然またお願いもするというのが基本になってくるというふうに思っております。ただ、よくおこなっているということは、早くしなければならぬという話も出ておりました。今までから。それについてはですね、やっぱり先ほど、こういうごみ問題、やっぱり住民の協力を得ているということで、20年結んできた経緯がありますので。やっぱり連合長させていただいております。地元の和東町の町長もさせていただいているということから、住民のその辺の十分地元とも話し合いを慎重に進めてきているという実情があつて、今慎重にその方向で地元とも前からも答弁させていただいておりますように、調整しながら今進めているという、こういうことでございます。そういうことでご理解いただきたいと、このように思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

4番、藤井議員。

◎ 4番（藤井 清隆）

地元もちろん、あれですけども。やはり、これまで事故というか、大きな公害はなかったんですが、地元に住んでる住民、それから農業をやっておられる方にとっての非常に大きなリスクでもありますし、万が一の事故ということでね、さまざまなリスクを抱えていますので、やはり地元といたしましては、もう20年で打ち切りというのを皆さんも契約

これ以上延ばす、再契約ということは全然考えにありませんので、従いまして、そちらの方で、もう一度お願いするようなこともおっしゃってますけども、やはりこれはもう不可能であると思われます。適化法とかいうことで、補助金の関係でどうのこうのということもありますけども、ある程度、施設にも寿命が云々というよりも、この前から新しい政策とか違ったことをやろうとするときには、今までやってきたことを廃棄して、捨てて新しいことに臨まないとなりませんのでね、そういうのは理由にはならないと思います。それで緊急避難的とおっしゃるような業者委託にしても、西部の方で入れてもらえるのか、すぐには無理だと思いますけども、そういった状況も含めて、早急に決断して臨んでいただくということが大事だと思います。無理に住民の反対を押し切って、契約できるのを強制執行みたいなこともできかねないと思います。そこまでは考えておられないと思いますが、そういう点で、早急に決めていただきたいということであります。それについて、もう一度決意を。

◎ 議長（杉岡 義信）

広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えさせていただきます。今のこの運営は、今も質問ありましたように20年間という住民の地元との協定を結んで運営してまいります。そして1年後に切れる。しかし、この切れることによって、次は新たな問題という。紳士協定上で協定の話すれば切れるわけですから、次に新たにお願いをする。これが当然の話だと思います。なぜならば、ごみ処理というのは、それぞれ市町村で処理しなければならない問題であります。これは当然、法律でそうなっております。ところが施設は、先ほど言ったように、耐用年数といって20年を超えてあるわけですから。これはなぜ20年で切れているかといったら、住民との協定の紳士協定によって20年ですから。だから切れたかって、お願いはしていかないといけない。だから今申されたように、住民との20年間という紳士協定を結んできた、今への経緯がありますので、今「無理をどうですか」とか「強制でどうですか」というようなことは、今まで、そういうものは馴染んでない。住民の気持ちを大事にしながら、今まで歩んできて、その協力を大事にして、今までできました。そして住民の信頼を経て、今まで進めてまいりました。この辺のところを、さらにこれからも大事にしていきたいと。さらに延長の話はですね、お願いをしていくというのが当然のことであると。そのお願いというのは、住民の方にも、あくか、あかんかという、住民の考えもあります。それを抑えてやるというとなれないときには、あと1年で話がつくか、つかないかの問題がありますから、そういうときには緊急避難措置というのが当然出てくるだろうと思います。緊急避難措置をとったとしても、廃掃法なりを考えていくと、やはり自分たちのごみは、自分たちの町で処理するというこの努力はこれからも大事にしていかなきゃならない。こういうことで

ご理解をいただきたいと思います。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

4 番、藤井議員。

◎ 4 番（藤井 清隆）

とりあえず、一度は、再契約を目指されるということだったんですけども、これちょっと今の施設と違ってね、ごみを燃やすということがね、事態がもうちょっと異常ですね。ちょっと新しい手法ということを考えているんですけどね。これはちょっとやめておきます。別になりますので。

◎ 議長（杉岡 義信）

広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

今のご質問ですが、施設の次に運営するか、というそういう別の問題。ごみをやっぱり減量していかなければならない。そのためにはとっていかねばならない。ここにも決算でも努力している姿勢をのせていただいておりますよ。これは分別収集の徹底、それからリサイクルの徹底。これはやはり当然、進めていかなきゃならないと思っております。これから今後も分別収集、そうやってリサイクルなものは、リサイクルに。ごみの減量化については、これからも大事にしながら重要施策として、推し進めてまいりたいと、このように思っております。

◎ 議長（杉岡 義信）

8 番、坂本議員。

◎ 8 番（坂本 英人）

28 年度も教育費が 4 億以上突っ込まれていますけども、3 町村における魅力はどれくらいつくれたのか、3 連合長にお伺いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

3 町村ということですが、3 町村にはそれぞれの土地の大きな特徴がありますし、共通するところは、自然豊かな町です。また歴史も持つておる。こうした地域力、歴史力、

また自然力、地域力として生かして今町づくりをしていこうということで、先ほども質問ありましたように地方創生とか、あらゆる手段をつめて、今努力をしているところであります。それぞれ、それぞれ各町の中で、いろいろ施策の中に生かされていると思いますので、笠置の当然そういった決算の中にも現れております、この間も鍋のフェスタですね、概ね1万5,000人というふうに集めて努力されております。和東町も当然、茶源郷ということで、いわゆる生業景観を、宇治の主産地としての生業景観を生かした町づくりをずっとしています。まして自然を生かして、健康的な町。とにかくよそにない、ここにこんな魅力あるねんという魅力という漠然という言い方は、なかなか難しいんですが、しかしそれぞれの市町村のいいところを生かして、今地域づくりを進めているところであります。これもまさに町づくりの努力している。その結果が出てないから、全てだめなんじゃないに、結果については、非常にまだ人口が増えるとか、定住が増えるとか、なかなかそこには、なかなかいけてない。しかし交流人口を高めていこうということで、それぞれの町は成果をあげてきておられると思いますので、それぞれの町の話も聞かれているということで、またそれぞれの村長、町長からも答弁あると思いますが、一定皆が努力しているところでありますので、ご理解をお願いします。

◎ 議長（杉岡 義信）

8番、坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）

質問の答えにはなっていません。僕は教育費がこの3町村の教育ですよ、教育の魅力はどういうふうに、いかほどに発揮されたのかという質問をいたしました。それに基づいて、地方創生があるならば、それはそれでしょうけれども、教育施策として、教育費が突っ込まれて、それに対するいろいろな事業をなされている。これがどういう魅力につながったのかという質問であります。

◎ 議長（杉岡 義信）

広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

今、私の方に答弁を求められましたので、総合的な観点から答えました。いわゆる教育委員会の中で、どういう教育行政の魅力を進めているのやという具体的な話になりますと、朝からも何回も出ていましたし、朝の質問に答えました。相楽東部ならではの教育を進めていこうやないかと。そういう中で、一つ一つ、その中に教育を入れてきております。今度の要綱の改正もありますように、そこへも教育長は、ならではの教育を入れていこうというふうに努力をされております。そして中学校と小学校の一貫的な、一体的なことも含

めていろいろやっておられますので、これは教育の中での個々の方針だと思いますので、あとは相楽東部ならではの教育の具体的なご質問だと思いますので、教育長の方から答弁をしてもらったらいいと思いますので、教育委員会へ振らせていただきます。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

教育委員会の立場でお答えします。連合も今9年目を迎えております。来年は10年目に入ります。スタートが経費の削減、事務の整理、ここからスタートしました。経費は削減を我々としては、一番大事にして、それを各学校におろしながらやってきました。ただ環境整備をする中で、特にハード面が例えば空調とか、大きなのがありましたら、ここはいわゆるクッと上がってくるわけですね。だから今は、かなりの高いところでできております。申しわけないところですが。ただハード面の方を中心に、やっていただきましたおかげで、学校現場としましては、それぞれが特色ある教育を展開をしております。また朝の話になりますけど、それぞれが特色だけではだめです。魅力あるということですね。その魅力は各学校によって違います。それを発揮するために、今、目いっぱいやっております。ただそうなってきたときに、どうしても財政面で、こちらとしては、各町村にお願いしないといけないこともあります。例えば今回の給食費とか、修学旅行費も含めてですね、その辺りも整理しながら子どもたちが無償化は先ほども言いましたように、保護者負担の軽減とか、それが狙いでは私はないと思っています。要は、連合の子どもたちですね。将来の東部を担っていく子どもたちに、自分たちは給食費や修学旅行費も含めて、地域から大事にされている、地域から育ててもらっておる、こういう認識を私は植えつけていきたい。それが彼らが大きくなったときに、地元に戻元することではないかと。こういうふうにと捉えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

8番、坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）

今現状の取り組みをされている。結果が出ているということは、よくよくわかるんですけども、僕がお聞きしたいのは、魅力というものは何なのか。魅力の具現化は何なのかという質問であって、その今出されている事業が何に対して響いているのか。それに使われたお金は投資なわけですよ、教育。今未来に対して投資をしているわけですよ。28年度投下された、この予算はどういう魅力になって表れたのかという質問ですね。それを朝、連合長はじめ、副連合長にも問うたところ、出てこなかったと。いまだに魅力はわかりま

せんという答えだったと、僕は認識をしております。それを今再度お尋ねしたところ、教育長に振りになられと。教育長は今までの経過と今上げられた実績ということは、よくよくわかります。じゃあいつになれば、その魅力が「あっこれが魅力なんだ」ということがわかるのか。ということが知りたいということと。それは教育委員会が、「各学校がこういう魅力あります」ということをつくっていくものなのか。それとも東部3町村の各首長さん、連合長さんたちが、「いや、私たちの町はこういう教育をやりますよ」ということがあって教育委員会なのか。どっちなのかという話は、僕今日は明らかにしてほしいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

今の質問で整理いたしますと、まず学校教育の中に、教育委員会として教育行政の中で魅力を上げていこうと。よその学校よりここがすばらしいんやと。ここは英語がすばらしいんやと。ここは不登校がないねんや。それぞれがあると思うんです。ここは一貫教育がなされてるんやと。これは、教育の中でいろいろご苦労なされて、ご苦労というかいけると、「どこにも負けない」魅力という言葉いうよりも、よそに負けない学校をつくっていかうというのが教育委員会サイド、当然日ごろの教育の充実とあわせて、そしてその行く先に、「よそより負けてない」こういうことが魅力になると思います。それだけでは、魅力だということは、私は朝の答弁では言ってないですね。その前座として、町づくりが魅力でなければなかなかいかない。いわゆる施設ができれば、来てくれるのか。そんな簡単なものじゃない。いろいろよそは、やっておられます。27年度はピークで、だんだん山村にもおりてきてるわけですね。それはどこにあるのかという原因をつきとめていかなければならない。反省にあたって、やっぱりそれは大きく学校教育も大事です。そこの地域に対しての町づくりにも魅力を感じ、やっぱりそこに住んでみたい、そうやって子どもの教育に環境のいいところやと。空気がいい、四季が感じられる、そして子どもの健康にとってもいい。こういうものをもっとアピールしていかなきやならないわけで。だからその辺が、学校の教育では、相楽東部ならではの教育です。我々にすれば相楽の学研やなしに、相楽東部の地域づくりが、これが自然と共存した、これがすばらしい地域づくりだと。こういうものがあいまって、教育環境が整う。だから我々行政でやる分も当然、そういう環境という漠然な面もやっていますが、施策についても頑張っていかないかん。一つやりますと、頑張っておるのは隣接する大きな市がいろいろありますけども、やっぱり負けない町づくり。子どもに子育てやないけど、子どもの高校までとか、中学校まで医療費の無料化をしていこうと。小学校だったら、うちは中学校でいこうと。今努力してるのは、もうそこまで行かないかということで一生懸命努力してるわけ。だからよそに負けない施策、こ

れ一例ですけれども。よそに負けない施策、そして子育てにやさしい施策に努力はしていかなければならない。だから朝答弁ありましたように、3町村が今一生懸命、協議しているところです。そうやって今教育委員会が協議された内容を十分、その意向を尊重して、我々取り組んでいきます。それも全て教育にやさしい環境づくりに努力しているところです。今そういうことだと思います。学校教育問われましたから学校教育。具体論の中で聞かれたから、教育委員会の具体的な答弁をさせていただいた。私の連合長でいうならば、行政という全般的なところの町づくりということで答弁したんですけれども、それは聞いてないと。もっと具体的に4,000万かけたのだから、どんな具体的な教育があるんや、と聞かれたから教育委員会で答弁してもらっただけであって、すみ分けといいますか、考え方を質問していただくときに、ご理解と整理をしていただきたいと思います。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

8番、坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）

答弁は求めませんが、ばらまきが教育だとは思ってませんし、僕の思いはまだまだ届かないと。まさしく桃源郷だなと思いました。

◎ 議長（杉岡 義信）

答弁は要らないですか。

◎ 8番（坂本 英人）

要りません。

◎ 議長（杉岡 義信）

ほかにありませんか。1番、岡田議員。

◎ 1番（岡田 泰正）

1番の岡田でございます。生涯学習の課長さんをお願いしたいと思います。社会教育費とですね、施設費ですね、それに対する補助金というのが合計で500万ほど出費されてるわけですけれども。社会教育と言いましても、結構種目的に多ございます。合計であげていただいているのはわかるんですけれども、この前の文教委員会の方でも、この詳細な資料というものを議会に提出してくださいという形でお願いしておりましたけれども、見当たりませんので、再度補助金の細目、いろいろな種目別にあがっておるもの、かなり積極的にいろいろな科目に取り組んでいただいているのは、わかるんですけれども、その中でやはり

形骸化したような施設もあろうと、種目もあろうと、また時代化に即して立ち上げていかなければならない種目も出てくるであろう。シニアの生涯学習に取り組む上で、非常に大事なものだと考えておりますので、その点について、ご答弁をお願いしたいのと。それから申しあげましたように、書類でもって、種目別に詳細な明細を提出していただきたい。その2点をお願いします。

◎ 議長（杉岡 義信）

中嶋生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（中嶋 孝浩）

今大きく2点あったと思うのですが、生涯学習の社会教育事業の事業概要、平成28年度の事業の全体のそれぞれの経緯は入っておりませんが、どういった事業をやっているかという資料は持ってきております。お配りしていない状況で、申しわけないのですが、準備はできております。あともう1点は補助金です。各それぞれの補助金行政の部分につきましては、先ほど会計の方の担当の方から、概略は説明はいただいたんですが、それぞれの団体等の補助金については、明細もこちらの方はもってますが、決算側の方のシステムでは表示ができてないという状況になるんですが、それぞれの明細を今ご答弁させてもらってよろしいでしょうか。

◎ 議長（杉岡 義信）

1番、岡田議員。

◎ 1番（岡田 泰正）

この前ですね、文教委員会の方で約束しましたよね。「議場に先おいといてくださいね」という。それ、あなた怠慢じゃないですか。記憶なかったんですか。どれくらい認識されてたんですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

山本事務局長。

◎ 事務局長（山本 毅志）

朝ですね、資料としましては我々で教育委員会からいただいておったんですけども、私の認識として、本日議場にお配りするという認識はありませんでした。用意はコピーをもう少ししないとイケないのですが、議員さんの分はございますので。先ほど課長が答弁をした社会教育事業の一覧、28年度分の一覧ということでございましたら、用意はしておりますので、お配りすることはできます。

◎ 議長（杉岡 義信）

局長、資料は出てるということですか。資料を配付するということですか。資料がほしいわけですか。資料あるの。

◎ 事務局長（山本 毅志）

議員さんの分の資料はございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

あつたら渡さないとだめですよ。初めに。早くしてください。岡田さん、それで質問できますか。もうちょっと待ってください。1番、岡田議員。

◎ 1番（岡田 泰正）

ありがとうございます。おそまきながらいただきました。社会教育事業をお手元に皆さんに配付していただきましたように、議場の用紙で3枚ぎつちりと事業をやっていたいであります。これだけですね、生涯学習のために取り組んでいただいているのに、れんけいの中で、非常に何をやってるのかということ、具体的にどこを見ればわかるのかということがね、校正上、編成上、編集があまりきれいになされてないと思います。だからもっとこれから生涯学習、非常に高齢者人口が増えてくるにしたがって、重要なカテゴリーになってまいります。そういった意味でれんけいの編集というものをもう一度練り直していただいて、皆さん、読者の方にわかりやすく提供できるような文集というものをお願いしたいと。これが連合でやっておられて、3町村の住民に何をやってるかということ进行宣传といえますか、PRいうんですか、告知しているようなものですから、いろいろな事業の中で参加をお願いするならば、皆さんに、この事業をやっているということを、皆さんによく理解していただけるような編集というものをこれから考えていっていただきたい。このように希望いたします。答弁は結構ですので、よろしく申し上げます。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

ほかにありませんか。2番、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

2番西岡です。先ほどの藤井さんの質問に関連するんですけども、ここの監査報告にもありますように、クリーンセンターの業務期間満了まで、あと2年ということになっておるといことで、将来におけるごみ処理の方法も見据えた中で、費用対効果も十分に考慮した予算執行が求められるということがうたわれておりますけども、それに関連して、質問いたします。36ページ、この施設整備費、工事請負費です。これが28年度は工事請負

費として、3,800 万程度の執行がなされております。これのちょっと具体的な内容と、それから来年度の改修方針ですね、それについてお伺いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

山本事務局長。

◎ 事務局長（山本 毅志）

28 年度の工事請負費の関係でございますが、お手元に配らせていただいている決算の概要説明書の 13 ページに内容が記載をされてございます。大きな事業になりますけども、一言でいいますと、どうしても直しておかないと、少なくともあと 2 年はもたないよという緊急性の高いものを中心に修繕をさせていただいたものでございます。来年度の予算につきましても、そういった方向で緊急的に、どうしてもやっておかないと使えなくなった場合に、ごみ処理ができなくなるということが想定されるものについて、中心に予算を要求していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

2 番、西岡議員。

◎ 2 番（西岡 良祐）

この中の 1・2 号炉の再燃室耐火物補修、これは何年か前にもやっておりますか。どういう頻度的に、どういう改修をやるのか。それと今言われた、あと 2 年でできてますけども、延長という話も先ほどの連合長の話が出てますけども、その辺も絡めて来年度に計画している改修があるんだしたら、その辺をお聞かせください。

◎ 議長（杉岡 義信）

山本事務局長。

◎ 事務局長（山本 毅志）

主な概要の②の 1・2 号炉再燃室、再稼働補修工事でございますが、おっしゃるとおり、内部のところは熱で壁のところは崩れてきているというところを、開けて補修をしているというものなので、やはり何年かすると、また同じようなことをやる必要があります。

本来であれば、もう中身を全てつくり直すというようなところも、本来であれば更新ということで必要になってまいりますけれども、先ほどからの 20 年というところで、なるべく安くできる補修工事ということで、やっておるものでございます。来年度につきましても、またちょっと予算的には、こちらで内部で検討している状況でございますが具体的にというところ、ちょっとまだお答えはできないんですが、こういったような形でどうして

もやっておく必要があるものとして、そういった修繕を検討しているところでございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

2番、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

そしたら3年ほど前ですか、これやったのは。崩落の恐れのある個所だけを部分的にやっているとことですか。そういうことでよろしいですか。これね、その辺を毎年毎年こういうことをやっておいたら、非効率やし、延長の件も含めて、そういうところを効率的にやれということ。監査の指摘を受けてるんじゃないんですか。この監査の指摘はどういうところを言われているんですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

山本事務局長。

◎ 事務局長（山本 毅志）

おっしゃるとおり、あと2年というところと踏まえて、きちんと効率的に、経済的にやれという意味でご指摘を受けているんだというふうに認識をしております。

◎ 議長（杉岡 義信）

2番、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

そういうことですので、連合長、先ほど藤井さんの答弁も、あの答弁は私らは何回も聞いております。そやからちょっとでも、早く前進して、方向性の結論を早く出していただくように、要望しておきます。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

答弁は要らないですか。

◎ 2番（西岡 良祐）

よろしいです。

◎ 議長（杉岡 義信）

ほかにありませんか。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし の 声)

まずは原案に反対者の発言を許します。

◎ 6 番 (鈴木 かほる)

この原案に反対の立場で討論に参加させていただきます。まず一番大きなのは、南山城小学校の空調、今年、今年度建設で予定されていたものが実現されなかったから、この予算の決算の中にも、もちろん入ってきていないという。今の発言全部取り消します。すみません。給食費の会計についての報告なんです、保護者に会計報告が文書で出ていないんですね。1年間の給食費、「こんだけ集めて、1食幾らで、幾ら食べて、何回食べて結果幾らです」とかいう、そういう報告は出ているようには聞いていないのですが、こういう不透明な4万円余りのお金を集めながら、報告がないというのは、不透明だと思います。それから入学準備金ですね、これは28年度にも前からずっと言っていたにもかかわらず、結局間に合わない5月や7月に手渡されているという、こういう会計の取り方も承知できないと思います。以上です。反対します。

◎ 議長 (杉岡 義信)

次に賛成者の発言を許します。

(なし の 声)

◎ 議長 (杉岡 義信)

これで討論を終結いたします。これより、採決します。認定第1号、平成28年度相楽東部広域連合一般会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 多 数)

挙手多数です。したがって、認定第1号平成28年度相楽東部広域連合一般会計決算認定については、原案のとおり認定されました。日程第6、議案第10号、平成29年度相楽東部広域連合一般会計補正予算、第2号についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

堀広域連合長。

◎ 広域連合長 (堀 忠雄)

議案第 10 号 平成 29 年度相楽東部広域連合一会計補正予算、第 2 号について、ご提案を申し上げます。歳入歳出予算の総額 9 億 62 万 6,000 円に、歳入歳出それぞれ 128 万 5,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9 億 191 万 1,000 円とするものであります。今回の補正は、平成 28 年度の余剰金を分担金及び負担金と相殺をしたもの。国庫補助金の内定に伴い、財源を組みかえたもの、アルバイト賃金の改定に伴い必要な経費を補正したものが主なものでございます。よろしくご審議を賜わりご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

この際、15 分間休憩します。2 時 15 分まで。

（休憩 14：00～14：15）

◎ 議長（杉岡 義信）

休憩前に引き続き、再開します。

続いて議案の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

失礼いたします。それでは議案第 10 号平成 29 年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第 2 号についてご説明を申し上げます。それでは、予算書の 1 ページをお願いいたします。先ほど連合長の提案理由でもございましたが、今回の補正は、こちら第 1 条にございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、128 万 5,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 9 億 191 万 1,000 円とするものでございます。それでは、歳入からご説明を申し上げます。予算書の 11 ページ、12 ページこちらの方とあわせまして、予算資料の 1 ページをあわせてご覧いただきたいと思っております。今回の歳入補正では、3 款国庫支出金において、教育費国庫補助金、1,573 万 7,000 円の内示をいただきましたので、当該部分の各町村の負担金を減額する財源の組み替えと、決算により、平成 28 年度の剰余金が 425 万 4,435 円計上されておりますので、繰越金として、補正計上するとともに、同じく各町村の分担金及び負担金と相殺する内容が含まれております。まず予算書の 11 ページでございしますが、1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目負担金で、1,845 万 8,000 円の減額でございしますが、町村ごとの内訳は説明欄に記載のとおりでございます。同じく、2 項分担金、1 目負担金では、105 万 2,000 円の増額となっておりますが、こちらも町村ごとの内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。それでは、内訳についてご説明をいたします。資料の 1 ページをご覧ください。上段の表が平成 28 年度からの繰越金の精算分にあたるものでございます。先ほど平成 28 年度の剰余金が 425 万 4,435 円とご説明を申し上げ

げましたが、この金額から既に当初予算におきまして、130万円を前年度繰越金として計上しておりますので、今回差額の295万4,000円を増額補正するものでございます。

こちらの表不用額、精算額の欄を見ていただきますと、内訳といたしましては、負担金で400万6,000円多くいただいておりますが、衛生費等にかかる分担金の部分では、105万2,000円不足していたこととなります。各町村ごとの内訳につきましては、右の表のとおりとなっておりますが、それぞれ各町村の財政担当者様にもご確認をいただいたところでございます。続きまして、その下の表が平成29年度第2号補正分でございますが、申しわけございません。表の見出しが間違っておりました。こちら見出し、「平成28年度第2号補正分」となっておりますものを「平成29年度」に訂正をお願いいたします。まことに申しわけございませんでした。第2号補正分といたしましては、表第2号補正額の合計欄にございますとおり、128万5,000円の増額をお願いするものでございますが、加えて国庫補助金の受け入れに伴い、各町村の負担金を減額する財源の組み替えを行うものでございます。こちら町村ごとの内訳は、右の表のとおりとなっております。またその下の3段になった表では、繰越金の精算分とあわせた町村ごとの負担金、分担金別の内訳となっております。それでは予算書の11ページにお戻りください。次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目教育費国庫補助金では、先ほどご説明をいたしましたとおり、内示をいただきました1,573万7,000円を計上いたしております。節の区分といたしましては、1節小学校費国庫補助金で1,224万7,000円、2節中学校費国庫補助金で349万円となっております。次に7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございますが、こちら先ほどご説明をいたしましたとおり、平成28年度の剰余金から当初計上分をのぞいた295万4,000円を計上するものでございます。続きまして、歳出予算のご説明をいたします。予算書の13ページ、14ページと併せまして、資料の方は3ページ、4ページとなっております。まず2款、1項総務管理費、1目一般管理費では、20万1,000円を計上させていただいております。内訳といたしましては、役務費で15万8,000円、委託料で4万3,000円となっておりますが、いずれも連合のインターネット接続、並びに電子メールの利用にかかる費用の不足分でございます。次に5款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、補正額はございませんが国庫補助金の事務費補助金、こちらの受け入れに伴う、財源の組み替えを行っております。同じく3目義務教育振興費では、職員の出張旅費不足分の増額といたしまして、7万1,000円をお願いしております。同じく教育費、2項小学校費、1目笠置小学校管理費では、10月から採用となりました調理師の通勤手当と非常勤講師の通勤手当の不足分を計上しております。同じく2目和東小学校管理費でも国庫補助金の受け入れに伴う財源の変更を行ったものでございます。同じく3目の南山城小学校管理費では、このほど南山城村におきまして、臨時職員の労務単価の改訂が行われました。この改訂に伴う社会保険料とアルバイト賃金の不足分、計8万7,000円を計上させていただいたものでございます。同じく6目の南山城小学校教育振興費では、扶助費で就学援助費の不足分、10万2,000円を計上しております。こちらは、前年中の所得等の確定に伴いまして、対象

者が当初の見込みにより、3名増加したためでございます。次に同じく教育費の3項中学校費では1目の笠置中学校管理費、2目東中学校管理費、3目の笠置中学校教育振興費、ともに国庫補助金の受け入れに伴います財源の組み替えを行うものでございます。

次に同じく教育費の4項社会教育費、1目社会教育総務費と次の2目社会教育施設費では、先ほどと同じく臨時職員の労務単価改訂に伴いますアルバイト賃金の不足額をそれぞれ、6万4,000円、7万2,000円の追加をお願いするものでございます。最後に同じく社会教育費の3目、文化財保護費では和東町事業の町史編さんにかかります事前調査のためのアルバイト賃金として、16万,9000円を。また来年4月の町史編さん室開設に備えまして、年度内に電話を設置する必要がございますので、電話増設工事費として、10万8,000円を。また、負担金、補助及び交付金では、連合の文化財補助金交付要綱に基づきます補助金30万円を交付するため計上するものでございます。こちらの内容は、京都府指定登録文化財の建造物保存修理に要する費用の一部を補助するものとなっております。簡単ではございますが、以上で第2号補正予算（案）の概要説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

いじめのことですが、管内では、いじめは軽度なものが幾つかあるという話でしたけれども、この教育委員会の去年の議会の議題を見ていまして、いじめについて話し合いをしたのは1回だけとなっているんですね。この教育委員会の議題。年に1回アンケートをし、年に1回話し合いをするというだけになっているのでしょうか。実際には、現場では、もっと頻繁にいろいろ問題が起こったりしてると思うんですけど、そういうときに教育委員会が全面に出るというのは、問題もデリケートな問題だと思うんですけど。どういう仕組みで解決しているのかということをお聞きしたいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

鈴木さん、ちょっと勘違いなされてるんじゃないかと思うんですけども。これ一般会計補正予算ですので、今言われていることは、ちょっと筋が違うのではないかと思うんです。補正予算については、質問は結構ですけども。今いじめとか、こういうやつは、先ほどやられた話やから、違う質問をしていただけますか。この補正予算について。

◎ 6番（鈴木 かほる）

補正予算についてですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

補正予算についてですよ、もういじめはないですよ。

◎ 6番（鈴木 かほる）

もう今は言えないということですか。それについての、いいです。もう置いておきます。じゃあ、違うことで言っているいいですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

先ほども言いました、就学支援の入学準備金ですが、今制度ができていないという話でしたけども、現に全国では100を超す自治体が、もう既にやっております。京都市も実施をもう決めています。府下でも8教育委員会が検討中ということになってます。去年の国会答弁の中で増額をするということと、前倒し支給も可能という答弁を得ています。現に支援金が倍になりましたね。東部としての就学支援を来年度きちっとやろうとすれば、

◎ 議長（杉岡 義信）

ちょっと鈴木さん。

◎ 6番（鈴木 かほる）

ちょっと言わしてください。

◎ 議長（杉岡 義信）

いや、言わしてくださいやけど、ちょっと補正予算のどのページに載っていますか。

◎ 6番（鈴木 かほる）

載っていないから問題です。それを来年度の4月に実施しようと

◎ 議長（杉岡 義信）

載っていないから質問はできませんと言ってますやん。

◎ 6番（鈴木 かほる）

すれば、今の12月の補正でお金を来年度用に用意しておかないと、来年もやっぱりできないんじゃないですかと。現にもう既にやっている自治体もあるのに、どう考えてますか

ということです。

◎ 議長（杉岡 義信）

それちょっと筋が違うんですよ。ここの中で、どのページに載っているんであれば、それはとおりますけども、載ってなかったら、それをしてしまうと、また前に戻ってしまうので。これ流れがあるんでね、そこのところをちょっと勘違いしていただいたら、また逆戻りなんですよ。これ前に進んでるんですよ。

◎ 6番（鈴木 かほる）

前に進んでいるというか、今。

◎ 議長（杉岡 義信）

だから、今の質問がどのページに載ってますかと聞いているの。

◎ 6番（鈴木 かほる）

だから載ってないから問題だと思って、今言っているんです。

◎ 議長（杉岡 義信）

ちょっと待ってください。今のは、もうなしです。

◎ 6番（鈴木 かほる）

なし、受付ない。

◎ 議長（杉岡 義信）

この補正予算については、質問してください。

◎ 6番（鈴木 かほる）

今回の補正予算って財源を組みかえた話でしょ。

◎ 議長（杉岡 義信）

いや、この今説明した、総務課長が説明した中身について、ちょっと待ってください。暫時、休憩します。今そちらからあった、議運を開いてね、あれしましょう。このままでは、また趣旨が違うので。議運の委員長、別室でちょっと。

（休憩 14：30～14：41）

◎ 議長（杉岡 義信）

休憩前に引き続き、再開します。

6 番、鈴木議員。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

就学支援の入学準備金のことですが、29 年度が今ですから、30 年度 4 月の入学に間に合わせようと思ったら、補正対応することが必要だと思うんです。その辺、どう考えておられますか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

そちらの方向に向けるように、今調整をはかっております。あと要綱をつくったり、いろいろなことが、課題があるわけですが、全てクリアをして何とかそっちの方向に、今のところは向かいたいと思っています。だから、ここの補正で上げなくてもということも含めて考えております。以上。

◎ 議長

ほかにありませんか。

4 番、藤井議員。

◎ 4 番（藤井 清隆）

ちょっと言葉なんですけど、12 ページの学校施設環境改善交付金というのと特別支援教育就学奨励規定、それと 14 ページの就学援助費について、ちょっとご説明願いますか。

◎ 議長（杉岡 義信）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

学校施設環境改善交付金ですけれども、こちらに関しましては、学校施設の補助金でございます。具体的に申し上げますと、和東小学校では、空調設備、各小中学校の校内 LAN にかかる事業費を国庫補助金をこちらの方で、いただいているということでございます。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

その下の特別支援教育就学奨励費1万1,000円につきましては、14ページにございます就学奨励費に当たる補助金でございます。今回内示の方が出ましたので、予算をあげさせていただいた次第でございます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

4番、藤井議員。

◎ 4番（藤井 清隆）

就学奨励費というのは、どういう人がもらえるわけですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

就学奨励費補助金につきましては、特別支援学級に通っている生徒の支援にかかる補助制度でございます。保護者負担にかかる一定割合につきまして、国庫補助で補助されてまいりますので、内示に伴いまして予算を上げさせていただいた次第でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

4番、藤井議員。

◎ 4番（藤井 清隆）

そしたら14ページの就学援助費というのは、これはどうですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

就学補助費の中で、就学関係二つの補助制度がございます。就学援助費につきましては、先ほどご質問ございました所得ですとか、準要保護という中での補助制度でございます。就学奨励につきましては、特別支援学級に通う保護者の負担を軽減という趣旨の補助制度でございます。違う制度ですけれども、かぶさる場合もございます。今回は就学奨励の方の内示がでましたので、計上させていただいた次第でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

ほかにありませんか。

2番、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

2番、西岡です。14ページの文化財保護費、これは補助金として30万みておられますでしょうか。これは聞くところによると、和東の天満宮か、いうところの文化財の補助費やということらしいですけども、今現在、各地域に、今年度から京都府の暫定登録文化財ということでやっておられるんですけどね、これ府の暫定登録文化財に指定するというようなことで、今各地を回っておられるんですけどね、これと和東と笠置と南山城村と3町村で何ヶ所ぐらいが、これの候補にあがって調査されてるのか。それと暫定登録文化財と指定しますと、いろいろ補助金が出ますということを知っているんですけども、登録をすると、どういう規制があるかとか、そういう面についても各地域に説明なり、何なりをされているんですか。その辺どうなっているか教えてください。

◎ 議長（杉岡 義信）

中嶋生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（中嶋 孝浩）

今ご質問ございました京都府の登録文化財関係の補助金につきましては、これにつきましては、府の指定登録等の文化財のもの、登録文化会のもの、それと今新たに今年の制度で暫定登録と言いまして、まだ十分な歴史的価値はあると、京都府の方は判断してはるんですが、詳細な位置づけとして、なかなか文化財の中でも、ランク的には若干、ほかの先ほど指定の文化財よりも低いのですが、位置づけられたもの。その分については、京都府内で1,000件等あるみたいでございます。その部分について、詳細の調査を待たずに、補助金をいって交付していこう。修復が始まっております。始まっているというか、維持の方がどこも非常に困難になってきているという状況がございまして。その文化財を残していきたいということがありまして、詳細な調査を待たずして、一定補助をする制度になっていきます。詳細な調査をしてないにしても京都府の方は、ちゃんと調査に行っているというふうに思います。その中で、当然暫定登録する際に、当然今西岡議員さんが言われましたように、指定することによって、修復に制限がかかります。これは当然、赤い色を塗る。朱の色を塗るといのは、やはり例をあげると、ペンキを塗ったりということはだめになってきます。当時の今現在、存在しているところに材料がなければ、それをつくった色塗りのものを調べてですね、それで塗っていただくようなことの修繕なんかも当然必要になってくるかと思っております。それについては、所有者に登録前にお話をさせていただいて、そういっ

たことの問題、当然所有者の管理の方の部分についても、そういうことが必要になるということをお話をした上で、承諾書をいただいて登録をさせていただいている次第です。今回連合管内では、和束で今のところ2件、笠置でも2件、南山城村でも2件ですね、登録を予定、もう既に登録する予定になっております。今後さらにまた調査が進んだ段階で、幾つか増えてこようかと思いますが、今ちょっと府の方から、聞いていますのはそういった件数になっております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

他にありませんか。

（ なしの声 ）

◎ 議長（杉岡 義信）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（ なしの声 ）

◎ 議長（杉岡 義信）

討論なしと認めます。これで、討論を終結いたします。これより採決します。「議案第10号平成29年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第2号について」、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

◎ 議長（杉岡 義信）

挙手全員です。したがって、議案第10号平成29年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第2号については、原案のとおり可決されました。日程第7、委員会の閉会中の継続審査、及び調査についてを議題といたします。各委員長から会議規則第76条の規定により、お手元に配布の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

（ 異議なしの声 ）

◎ 議長（杉岡 義信）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定しました。以上で本日の日程は、全部終了しました。本日の会議を閉じます。堀広域連合長、挨拶。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

第3回の定例会は閉会されるに当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。本議会におきまして、予定させていただきました議案につきましては、全て原案どおりご承認をいただきました。ありがとうございました。また、本議会を通じまして、議員の皆さん方から、いろいろとご意見等をいただいたわけですが、今後の連合情勢の運営に生かさせていただきたいと、このように思っているところであります。これからも連合行政に皆さんの一層のご指導、ご協力を賜わりますことをお願い申し上げます。なお、この年末、非常に寒い日が続いてまいります。どうか健康には十分留意していただき、ご活躍されますことをご祈念申し上げます。甚だ簡単でございますが、閉会にあたってのお礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎ 議長（杉岡 義信）

これをもちまして、平成29年相楽東部広域連合議会第3回定例会を閉会いたします。本日はご苦労さまでした。